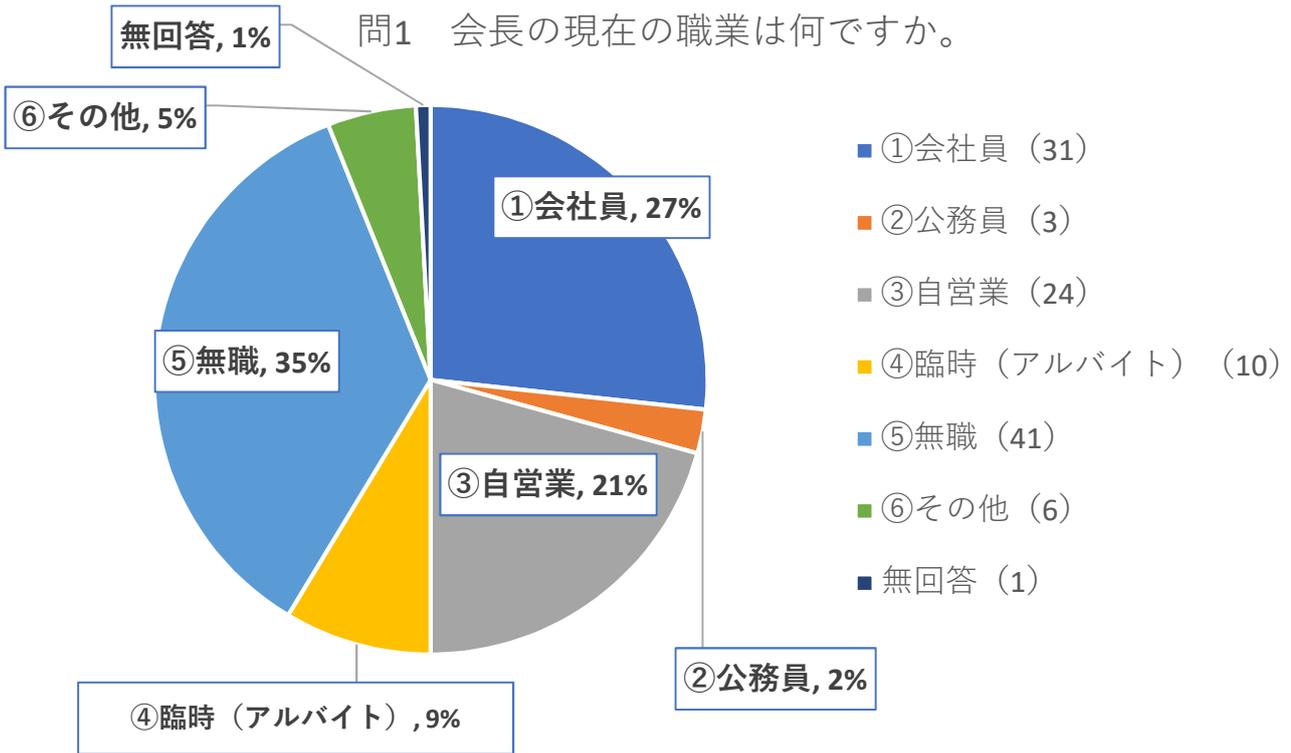
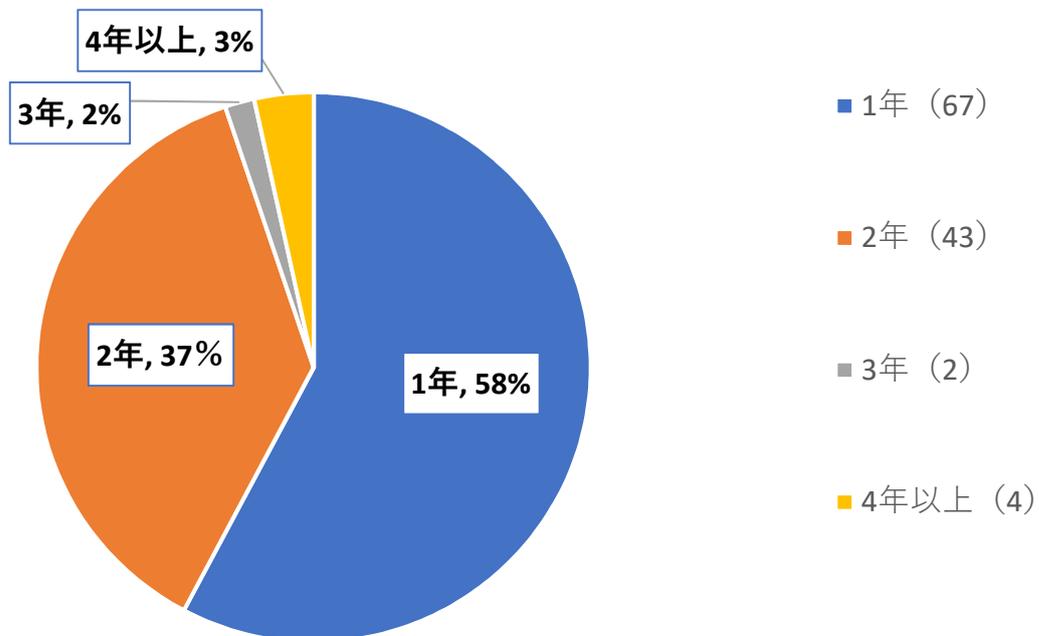


問1 会長の現在の職業は何ですか。

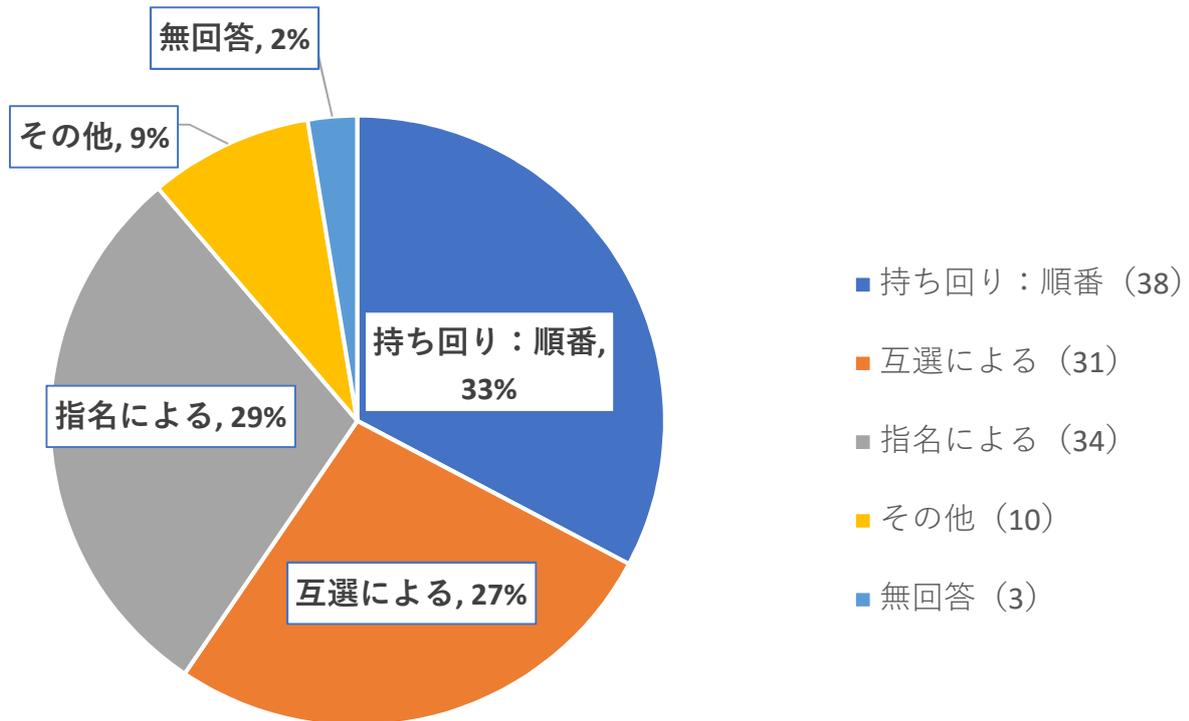


【その他】三島市会計年度任用職員、介護士、月半分程度勤務、農業、派遣社員、共同住宅賃貸業、パート

問2 会長の任期と選出方法を教えてください。（任期）



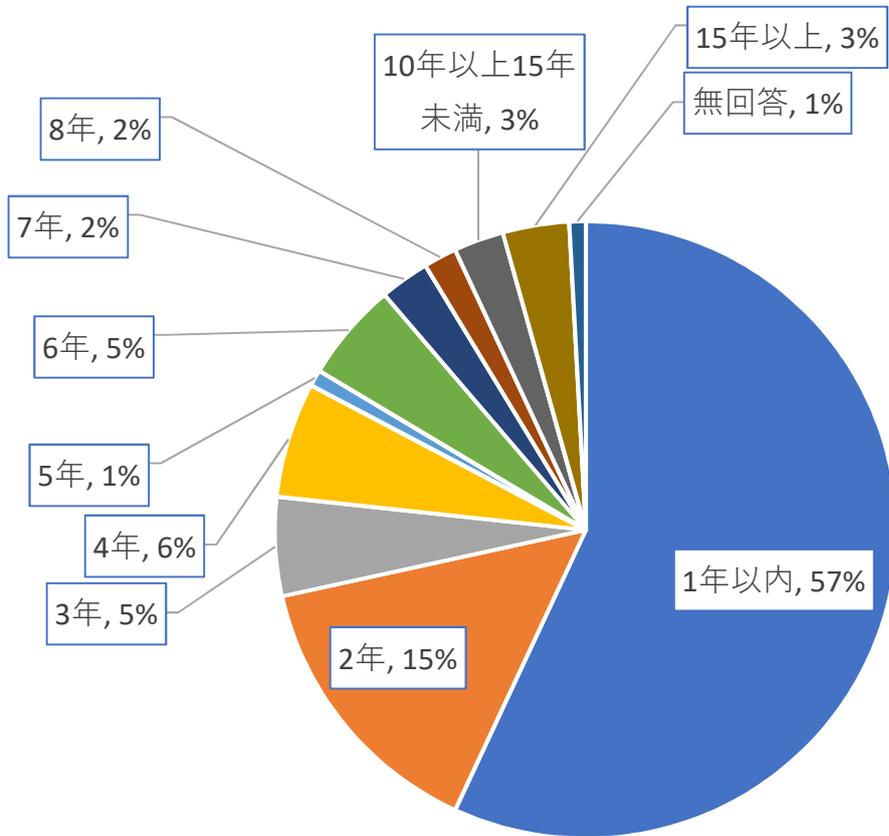
問2 会長の任期と選出方法を教えてください。（選出方法）



【その他】

- ・前会長指名でしたが基本は役員選考
- ・自治会内が6つの区にわかれており、区ごとに持ち回り。
- ・区内では抽選（ただし区ごとに違いあり。）。
- ・頼まれた方がやると言ったらほぼ決まるようです。現在困っているのも持ち回りにしようと考えています。
- ・組長の互選若しくは会長経験者含む町内候補検討委員会の検討推薦
- ・選考員会で決定
- ・候補者がいなかったため、前任者（会長）が指名し決めた
- ・抽選もしくは立候補
- ・できる人がやる
- ・町内を3ブロックに分け、ブロックごと（ブロックの協議員とブロックの組長）の決め方で選出
- ・くじ

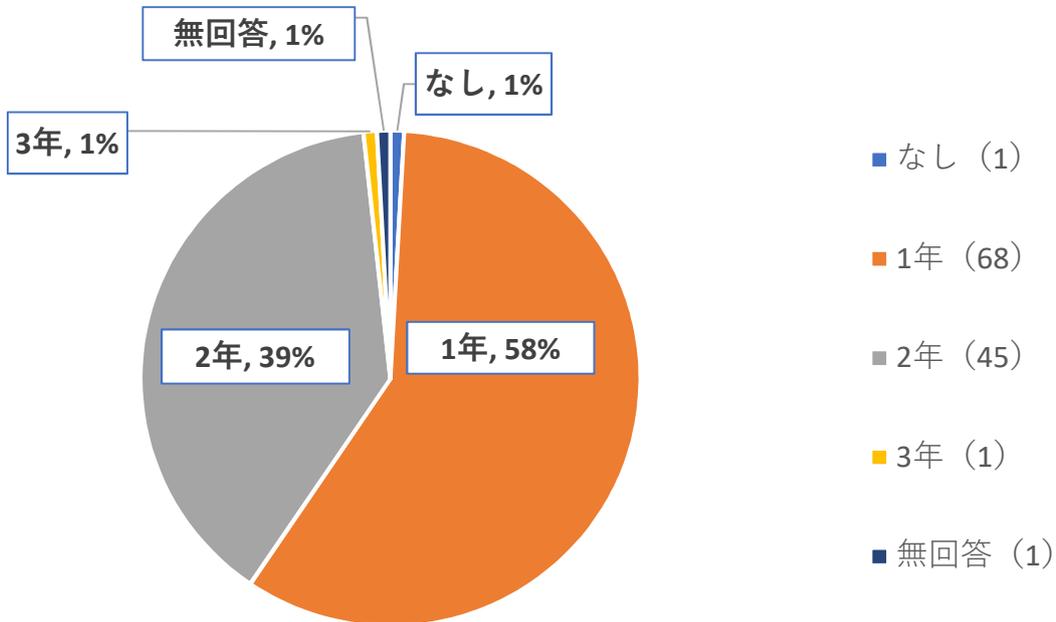
現在の通算年数（在職中）



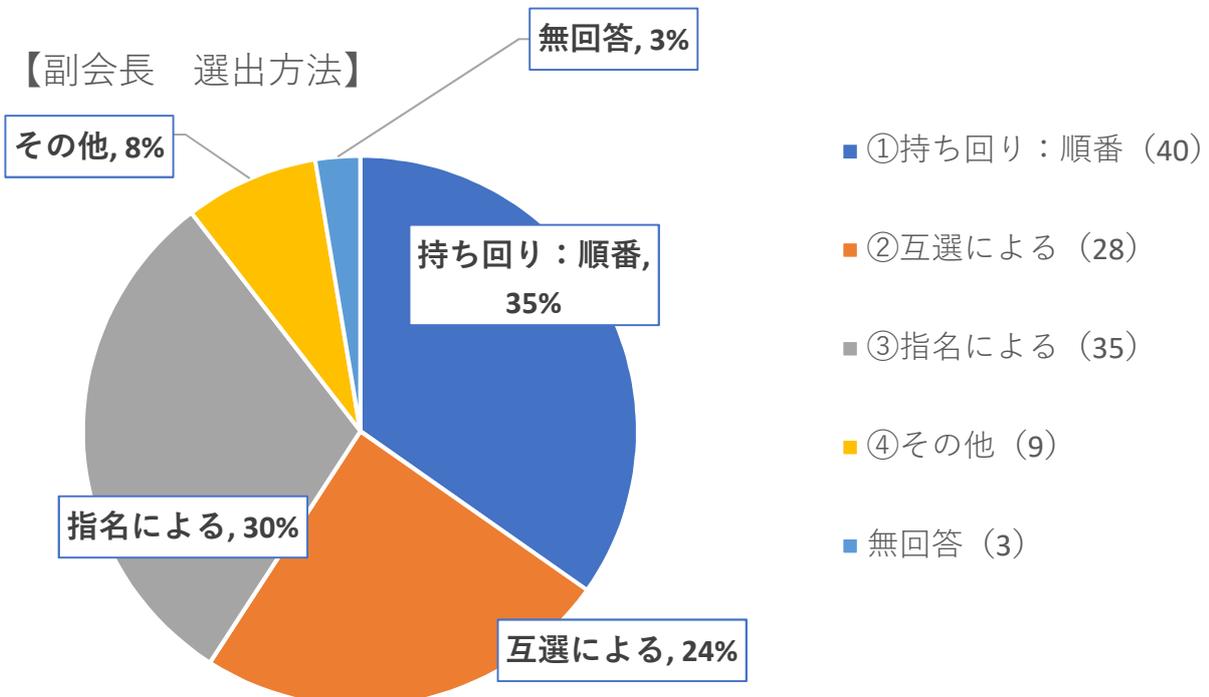
- 1年以内 (66)
- 2年 (17)
- 3年 (6)
- 4年 (7)
- 5年 (1)
- 6年 (6)
- 7年 (3)
- 8年 (2)
- 10年以上15年未満 (3)
- 15年以上 (4)
- 無回答 (1)

問3 会長以外の下記役員の任期と選出方法を教えてください。

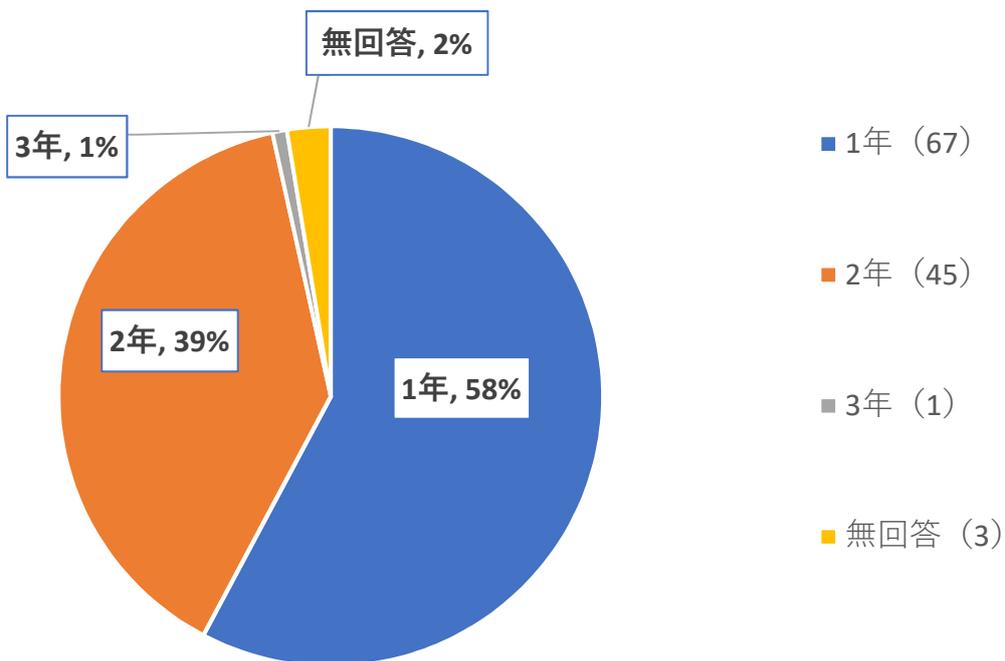
【副会長 任期】



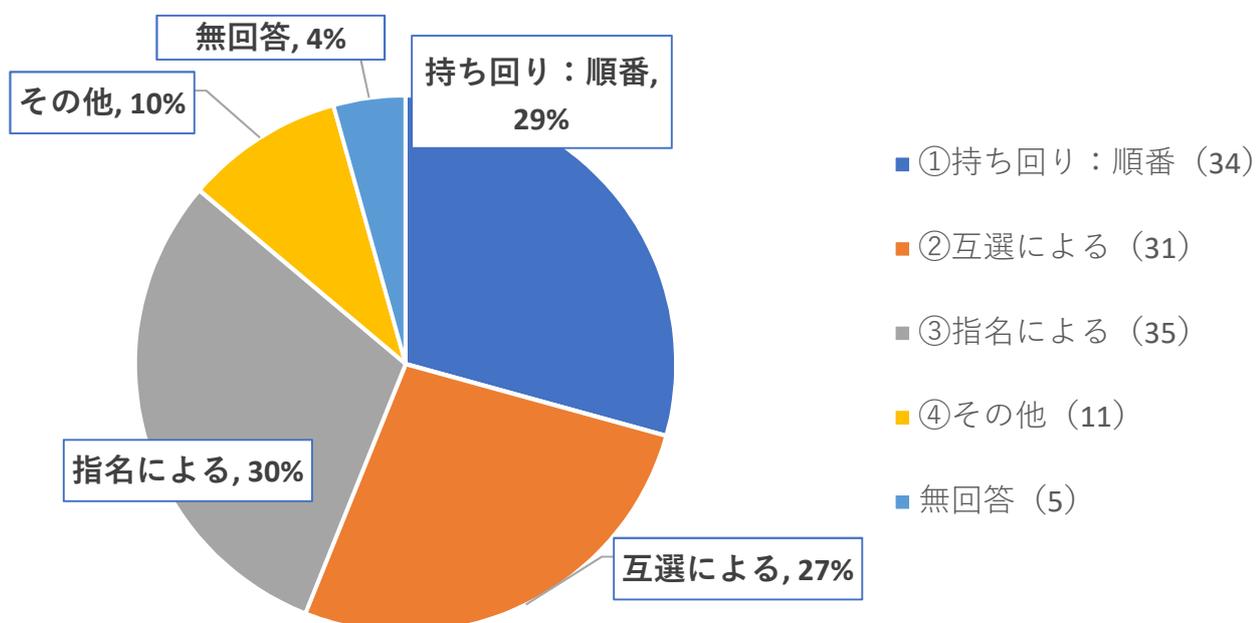
【副会長 選出方法】



【会計 任期】

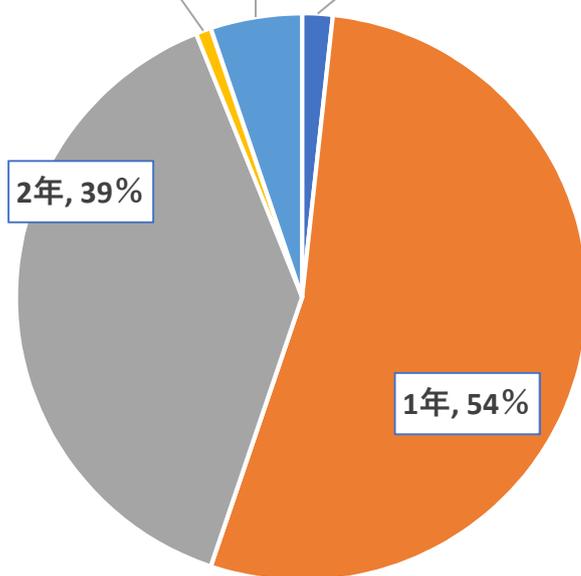


【会計 選出方法】



【監査 任期】

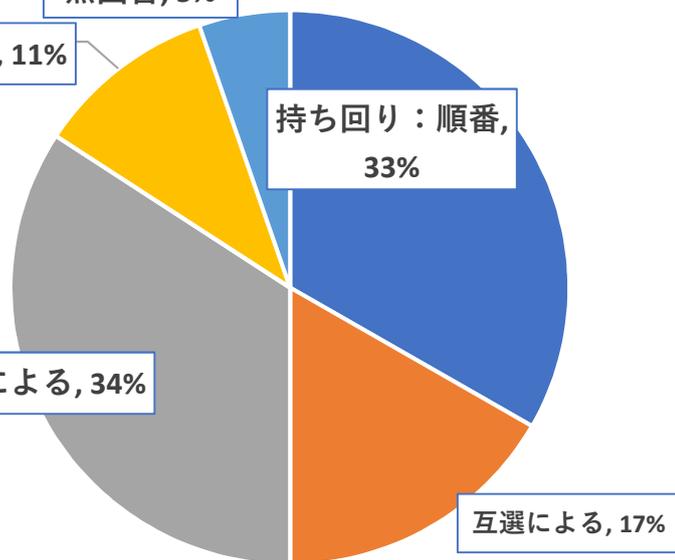
4年以上, 1% 無回答, 5% なし, 1%



- なし (2)
- 1年 (62)
- 2年 (45)
- 4年以上 (1)
- 無回答 (6)

【監査 選出方法】

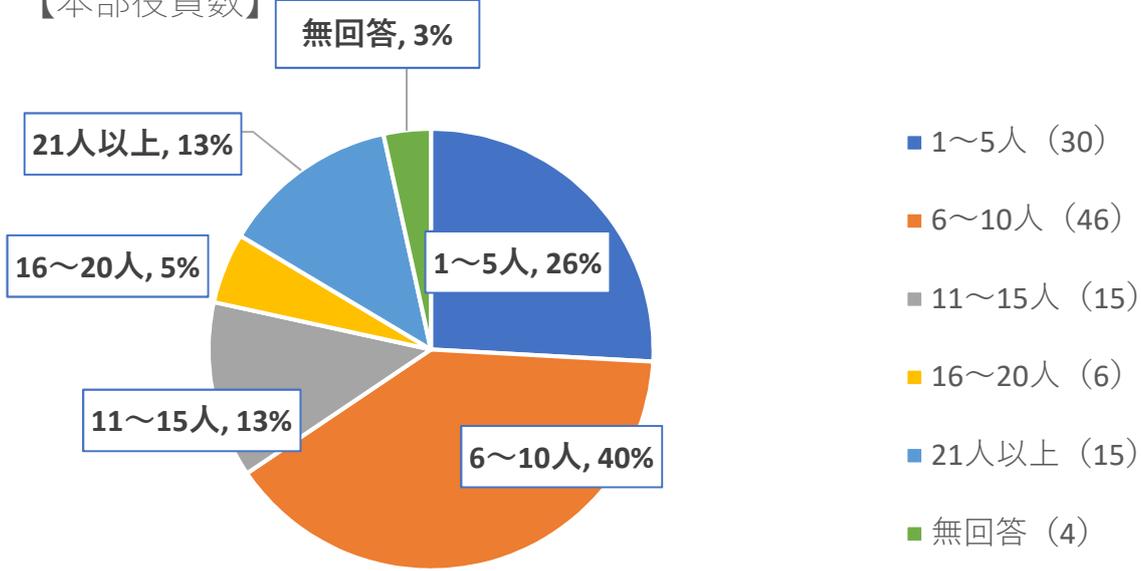
無回答, 5%
その他, 11%



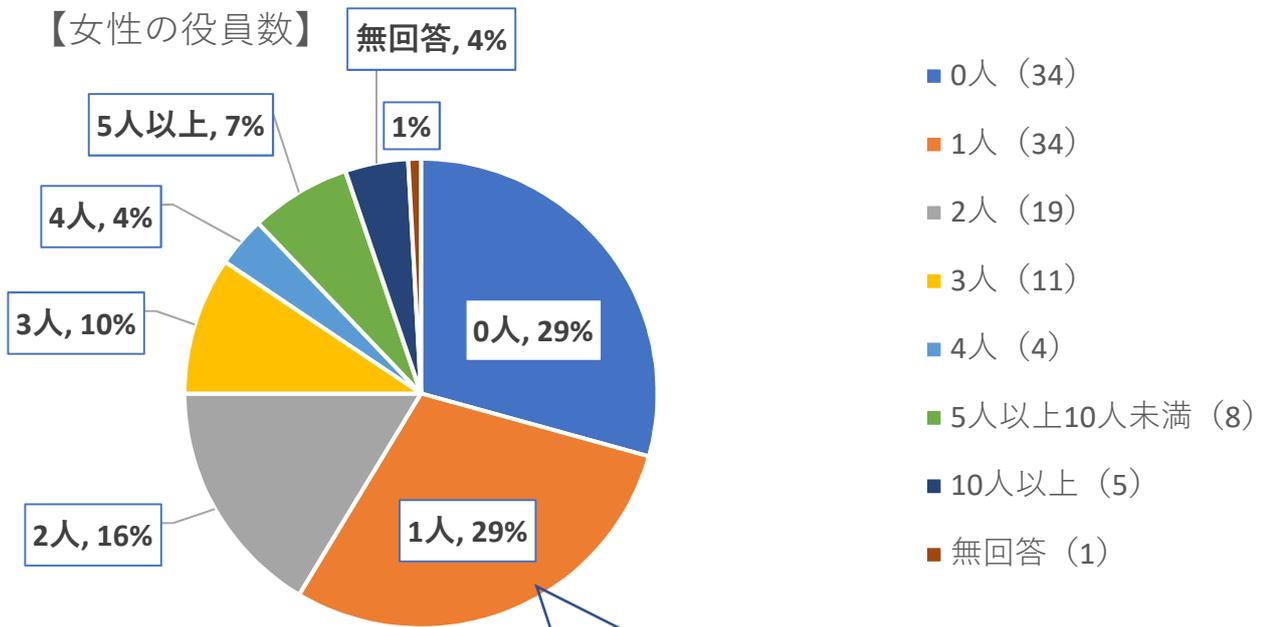
- ①持ち回り：順番 (38)
- ②互選による (19)
- ③指名による (39)
- ④その他 (12)
- 無回答 (6)

問4 自治会、町内会の令和6年度の本部役員数を教えてください。
また、そのうち女性の役員数を教えてください。

【本部役員数】

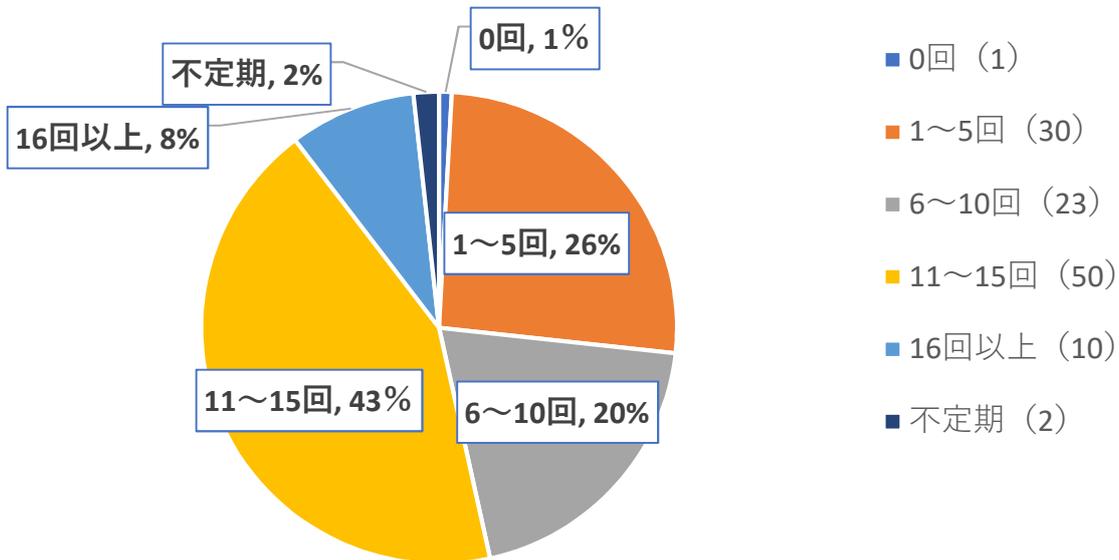


【女性の役員数】

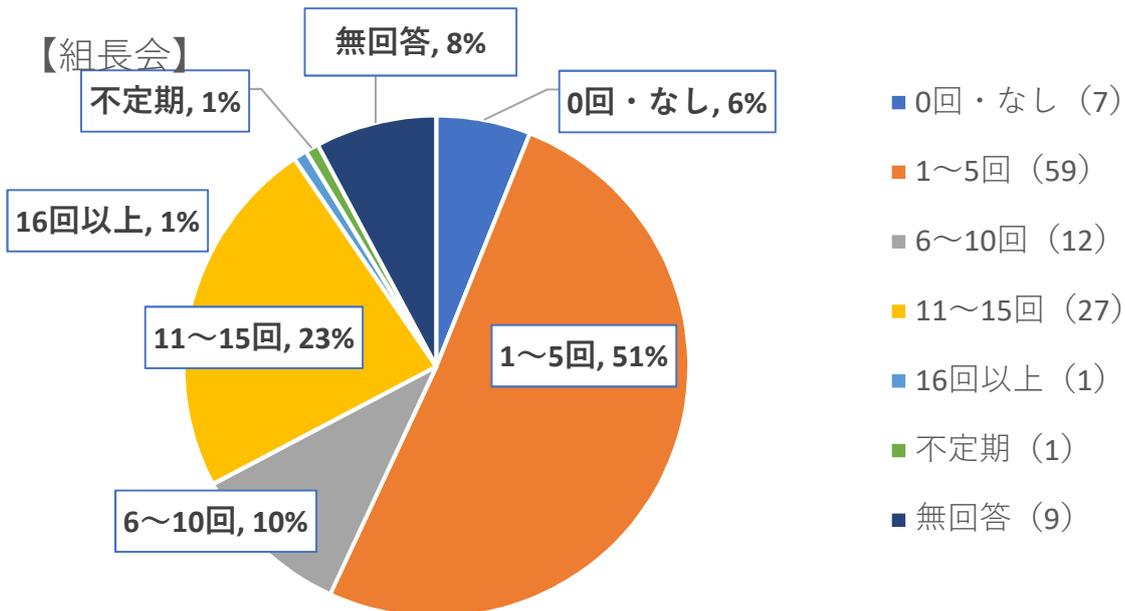


平成28年度は「女性役員が1人以上いる自治会」が「48%」、平成30年度は「56%」、令和2年度は「53%」、令和4年度は、「65%」でした。令和6年度は「66%」でした。この項目は、平成28年度から調査していますが、過去最高値となり、自治会役員としての女性の任用が増えてきています。

問5 自治会、町内会の年間の役員会や組長会の開催回数は
【役員会】 どのくらいですか。



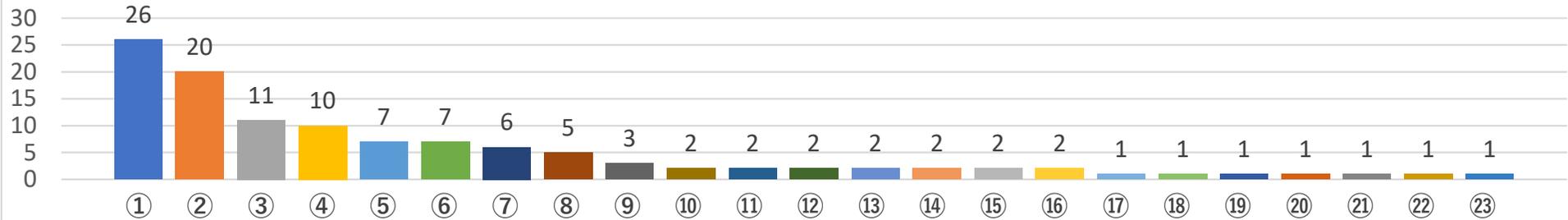
【組長会】



【特記事項】

・ 毎年、組長は総会後に、組内の常会を開催している組もある。 ・ 役員会と組長会は同時開催 ・ 「組長会」なるものは開催していない。 ・ 今年は余裕がなくほとんど開催できて無い。 ・ 役員会は必要に応じて招集するので必ずしも4回ではない。 ・ 組長全員を含んだ役員会を毎月開催(組長意外の役員交代協議が1回)。 ・ 臨時役員会1回。

問6 【問5の役員会に出席する役員を教えてください】



■ ①会長,副会長,会計,(26人)

■ ③会長,副会長,会計,書記,その他,(11人)

■ ⑤会長,副会長,会計,監査,(7人)

■ ⑦会長,副会長,会計,監査,書記,その他,(6人)

■ ⑨会長,(3人)

■ ⑪会長,副会長,会計,監査,書記,(2人)

■ ⑬会長,副会長,会計,監査,庶務,その他,(2人)

■ ⑮会長,副会長,会計,庶務,(2人)

■ ⑰その他,(1人)

■ ⑲会長,副会長,監査,その他,(1人)

■ ㉑会長,会計,(1人)

■ ㉓無回答(1人)

■ ②会長,副会長,会計,(20人)

■ ④会長,副会長,会計,書記,(10人)

■ ⑥会長,副会長,会計,監査,その他,(7人)

■ ⑧会長,副会長,その他,(5人)

■ ⑩会長,副会長,(2人)

■ ⑫会長,副会長,会計,監査,書記,庶務,(2人)

■ ⑭会長,副会長,会計,書記,庶務,(2人)

■ ⑯会長,副会長,会計,庶務,その他,(2人)

■ ⑱会長,副会長,監査,(1人)

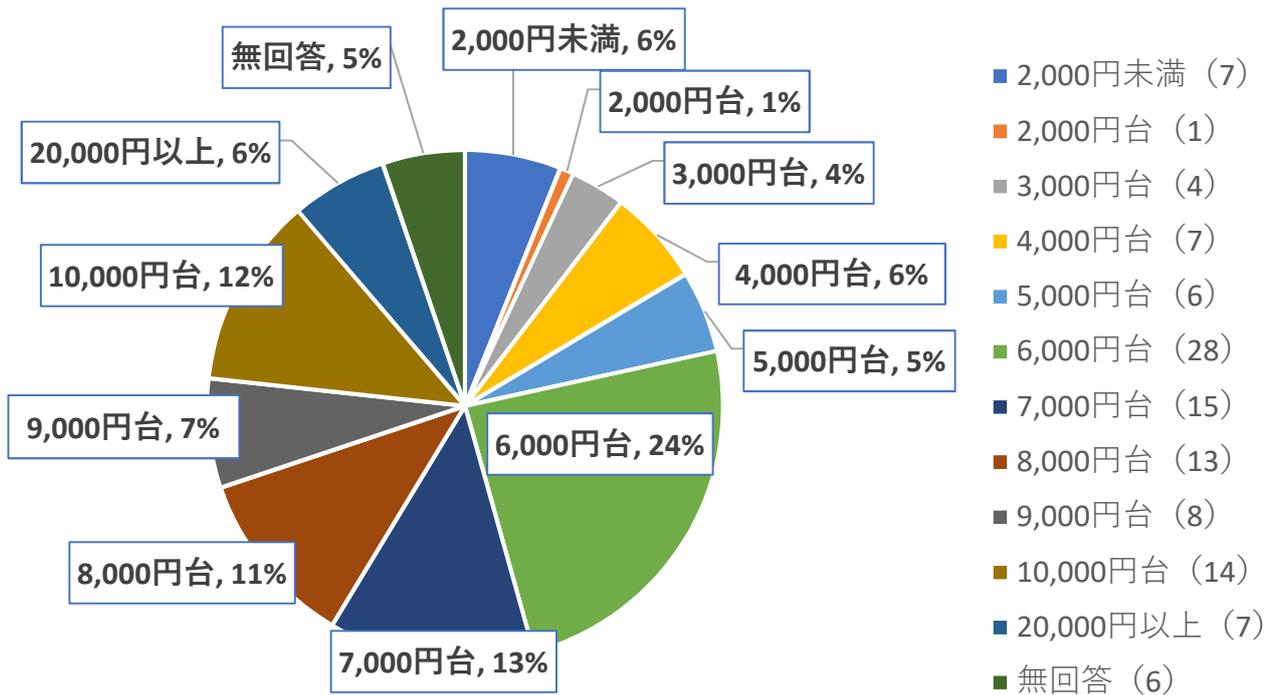
■ ㉒会長,副会長,書記,(1人)

■ ㉒会長,会計,その他,(1人)

【その他】

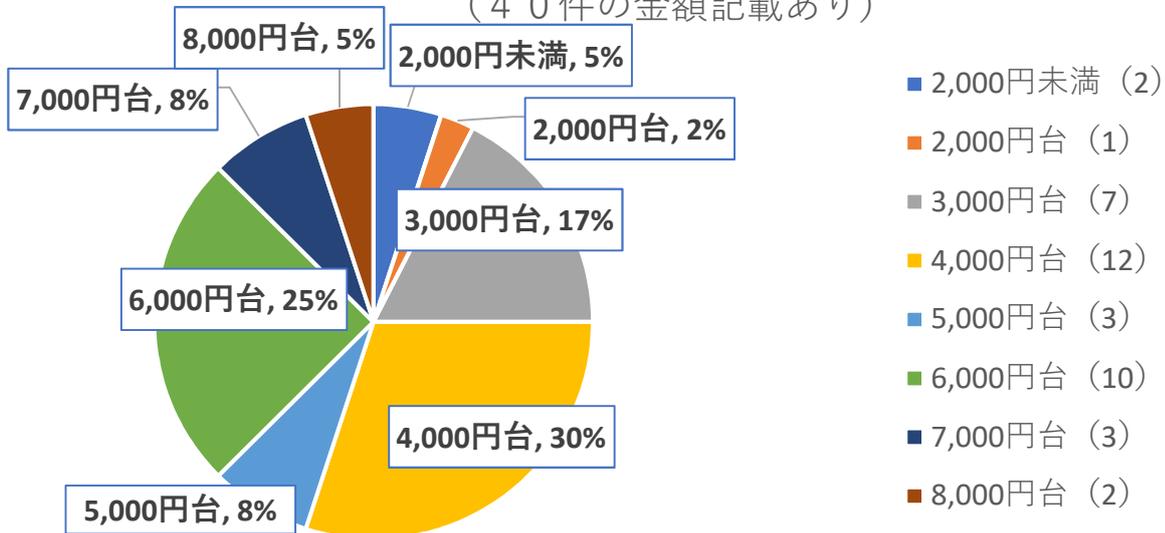
・ 事務局長・理事・顧問・子供会会長・シャギリ保存会会長・書記が会長兼務・事務局長・自主防災委員長・自主防災事務局長・筆頭評議員・シャギリ保存会・青年部・商店振興会・子供会・自治会活動に比較的前向きな人・相談役2名・区長4名・評議員・組長・補佐役・各部部長・区長・団体の長・テーマに関係する役員・区長・副区長・各委員会会長・下部組織会長・会長補佐・「自治会を構成する6つの区の区長」・「体育部長」・「防災委員長」・「相談役」・各イベントに沿った担当部長・組長・班長・事業部長・総務・青少年育成委員・協議員・相談役・代表組長・顧問(前年度の会長)・地区長・副会計・一般役員・水道・山林道路・5軒しかないので5軒の代表者・議員・衛生部長・女性部長・環境美化担当理事・担当理事・会計部長・総務部長・団体部長・厚生部長・公民館委員・土木委員・公民館建設委員・民生・部農会・その他会長が指名した指名協議員・3ブロックから選出された3名の協議員

問7 自治会・町内会費は、年間おいくらですか。一世帯年間（円）



その他（会費が持ち家、借家等で異なる場合）

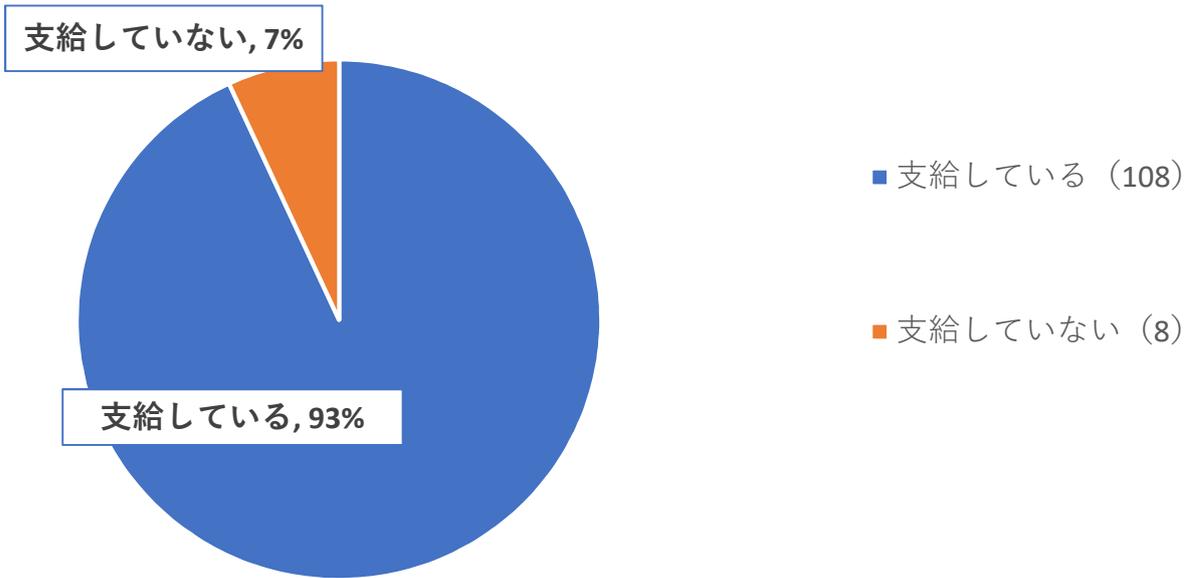
（40件の金額記載あり）



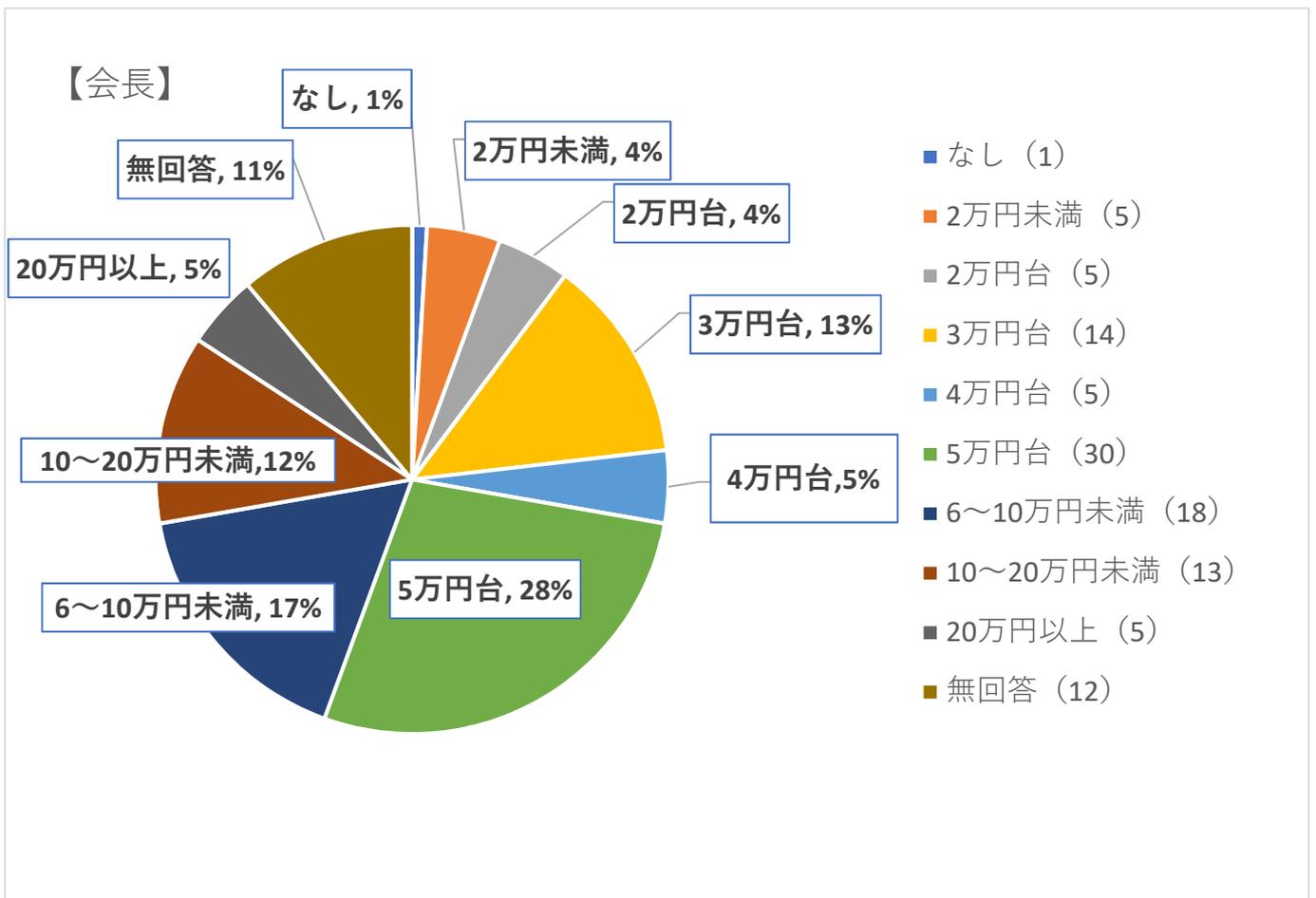
【その他】

・アパート1室につき4200円・高齢者のみ世帯4800円・借家/駐車場4800円・ワンルーム、アパート6000円・アパート7,200円・学生4,000円・アパート4800円、アパートかつ広報無し3600円・賛助会員(店舗)6000円、賛助会員(アパート)3600円・大学生2000円・ワンルームアパートなどは1200円・独居3000円・母子3000円・借家700円・学生は1200円・自治会館の新築費用として6,000円・旧部落世帯7000円・5400円

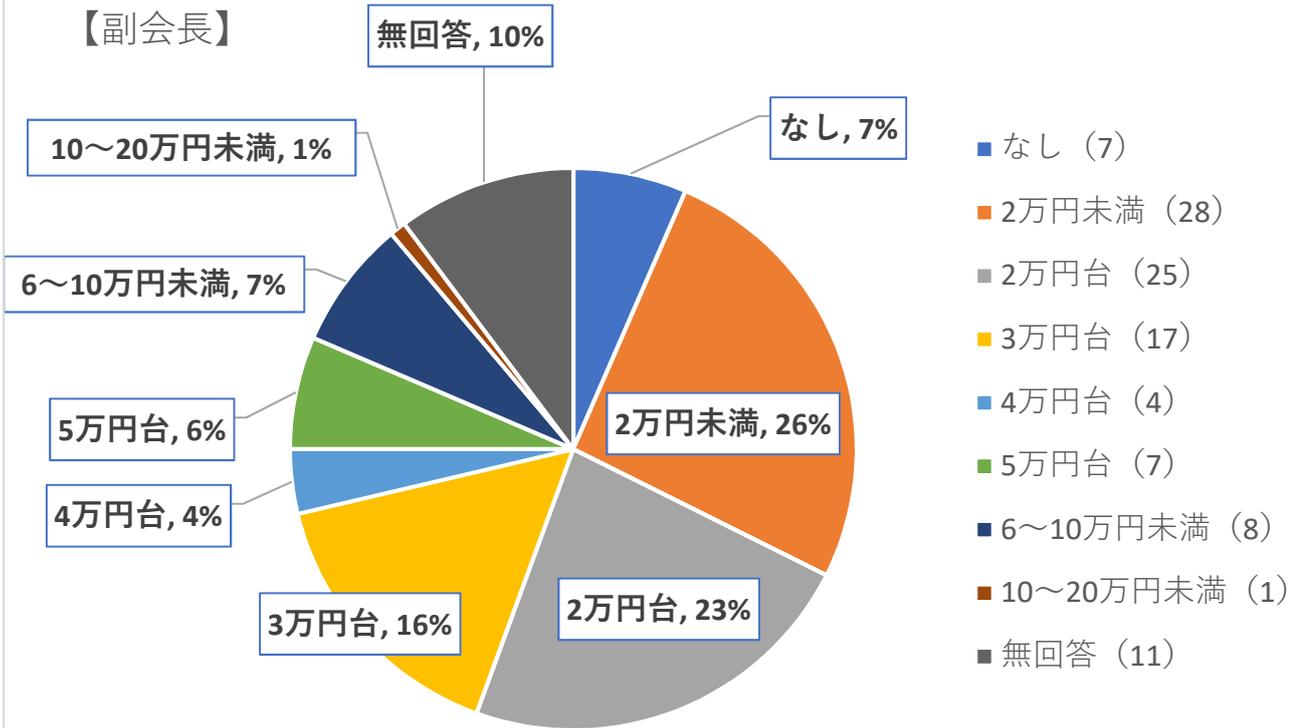
問8 役員手当を支給していますか。



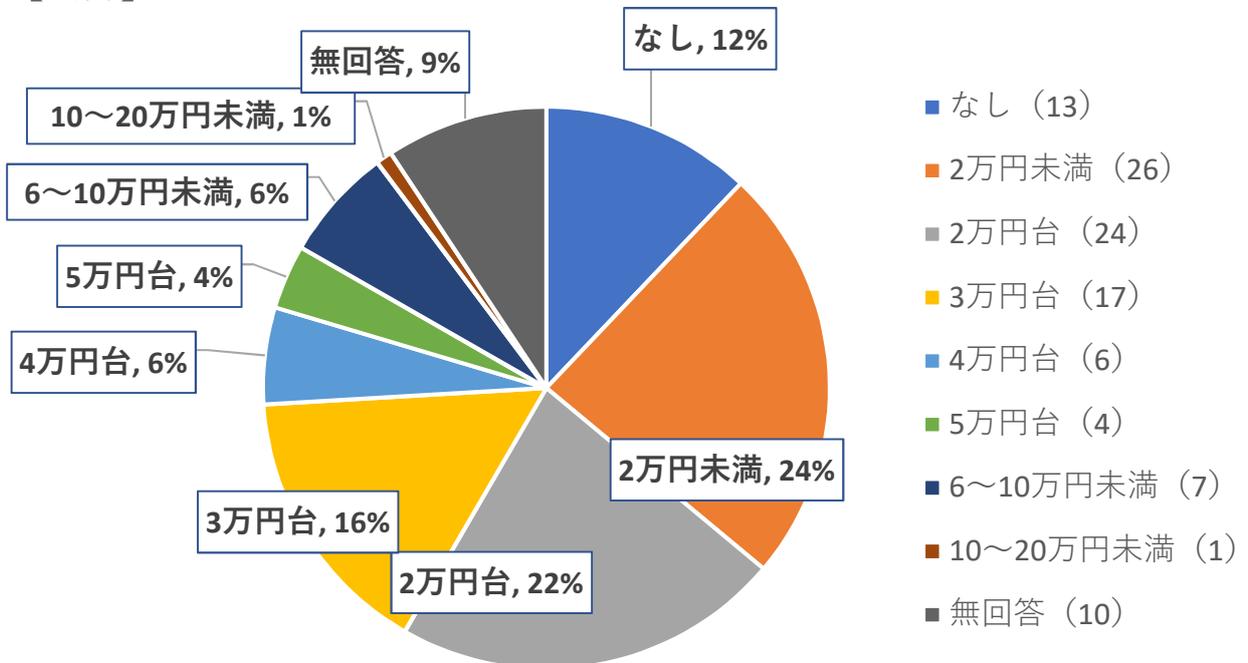
支給しているにご回答いただいた場合、下記役員の年間の手当てを教えてください。



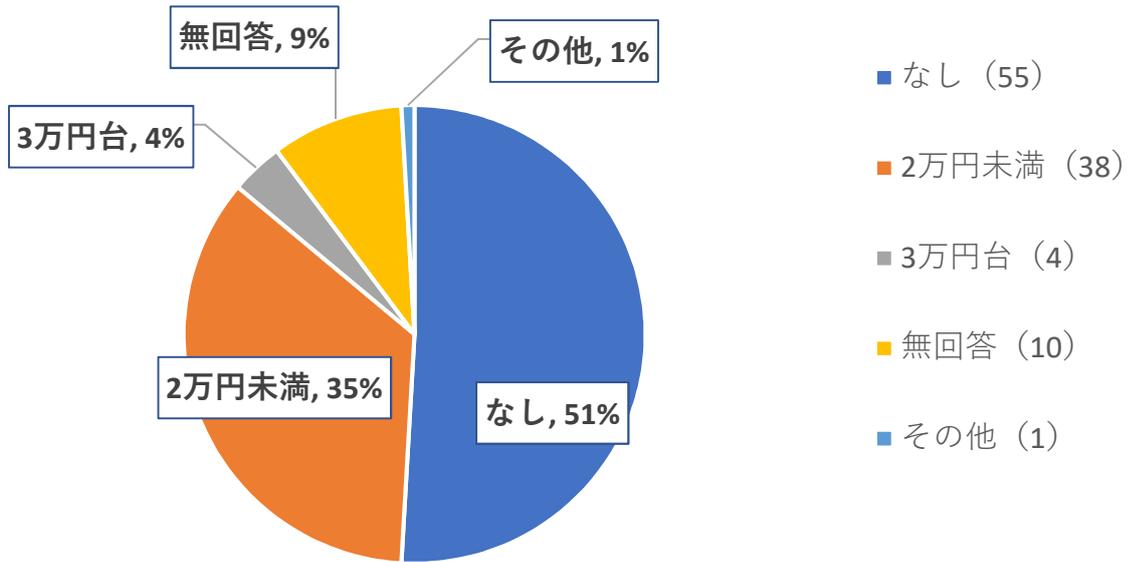
【副会長】



【会計】



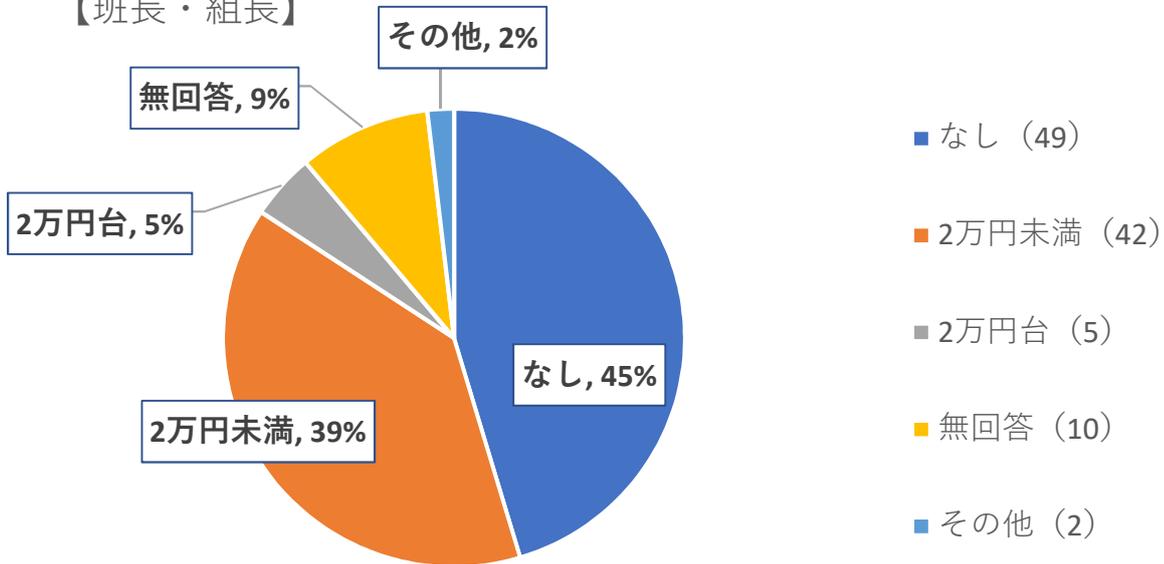
【監査】



【特記事項】

監査はお礼品

【班長・組長】



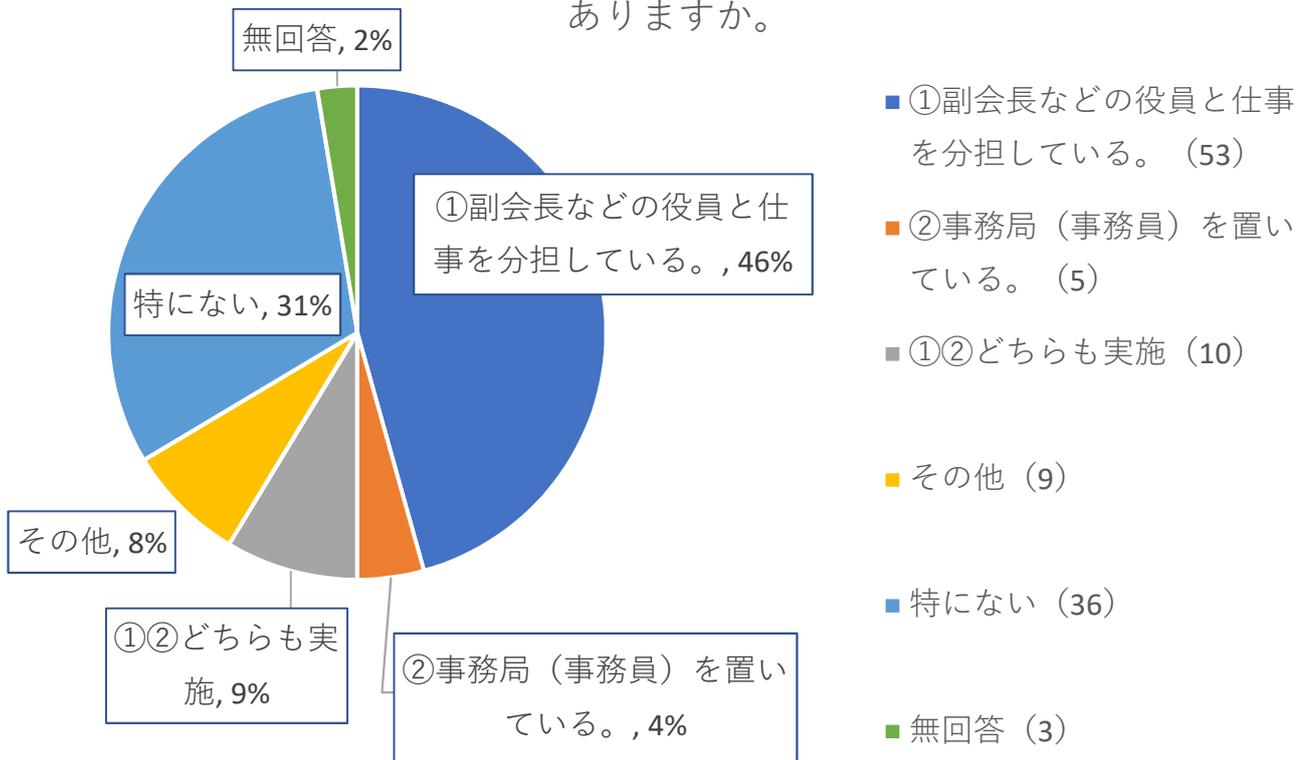
【特記事項】

1軒250円で計算、組長は洗剤セット、組長200円×広報配布件数

【その他役職 支給額一覧】

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 事務局長：15,000～16,000円 | 保健委員：1,000～10,000円 |
| 理事：6,000～20,000円 | 運営委員：5,000円 |
| シャギリ：20,000円 | 各部長：5,000円 |
| 自主防災委員長：10,000～40,000円 | 庶務：40,000円 |
| 自主防災事務局長：25,000円 | 書記：5,000～40,000円 |
| 事務局：20,000～80,000円 | 常任体育委員：8,000円 |
| 事務局次長：20,000円 | 体育：500～10,000円 |
| 事務局委員：50,000円 | 青少年育成：10,000円 |
| 広報・事務局：20,000円 | 代表組長：5,000～15,000円 |
| 区長：7,000～30,000円 | 協議員：10,000～15,000円 |
| 評議員：1,000～40,000円 | スクールガード：20,000円 |
| 防災委員：1,000～10,000円 | 地域安全推進員：3,000円 |
| 副区長：20,000円 | 消防団員：10,000～35,000円 |
| 各委員会委員長：15,000円 | 体育委員長：10,000円 |
| 各委員会委員：10,000円 | 体育副委員長：5,000円 |
| 会長補佐：75,000円 | 防災会役員：7,000～10,000円 |
| 委員：5,000円 | 体育役員：10,000円 |
| 相談役：10,000～40,000円 | 顧問：5,000～20,000円 |
| 防災会長：10,000円 | 部長：10,000円 |
| 民生委員：10,000円 | 体育振興会理事：2,000～10,000円 |
| 環境美化：5,000～10,000円 | 一般役員委員：5,000～15,000円 |
| 階段長：5,000円 | シニア倶楽部：3,000円 |
| 一律：10,000円 | ジュニアクラブ：3,000円 |
| 担当役員・部長：30,000円 | 防災委員：3,000円 |
| 顧問：5,000～30,000円 | 運動部長：4,000円 |
| 地区長：10,000円 | 交通安全委員長：4,000円 |
| 防災責任者：20,000円 | 筆頭副会長：50,000円 |
| 議員：5,000円 | 防災推進委員長：5000円 |
| 防災部長：6,000円 | 防災推進副委員長：5000円 |
| 衛生部長：6,000円 | ブロック長：12,000円 |
| 女性部長：6,000円 | |
| 交通安全：5,000円 | |

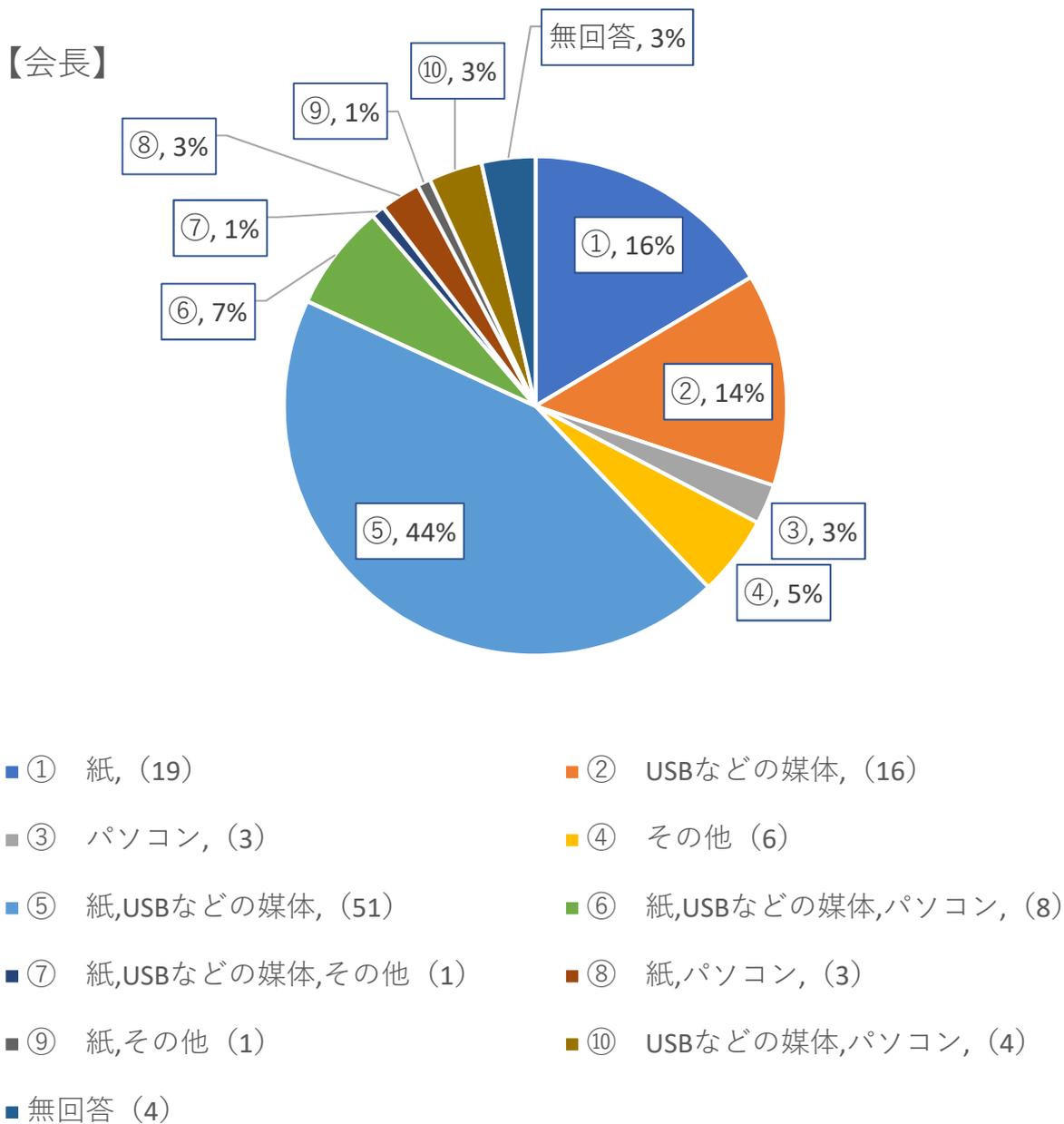
問9 会長の仕事の負担軽減のためにやっていることはありますか。



【その他の内容】

- ・会長負担90%・会長が忙しい時は、副会長が代行する
- ・仕事内容により実施・会長の活動が忙しくなったので、なるべく分担している
- ・専従職員を置いている・他の職と兼任・会合をできるだけ減らしている
- ・マニュアル化、定型文書（回覧も含め）の電子化

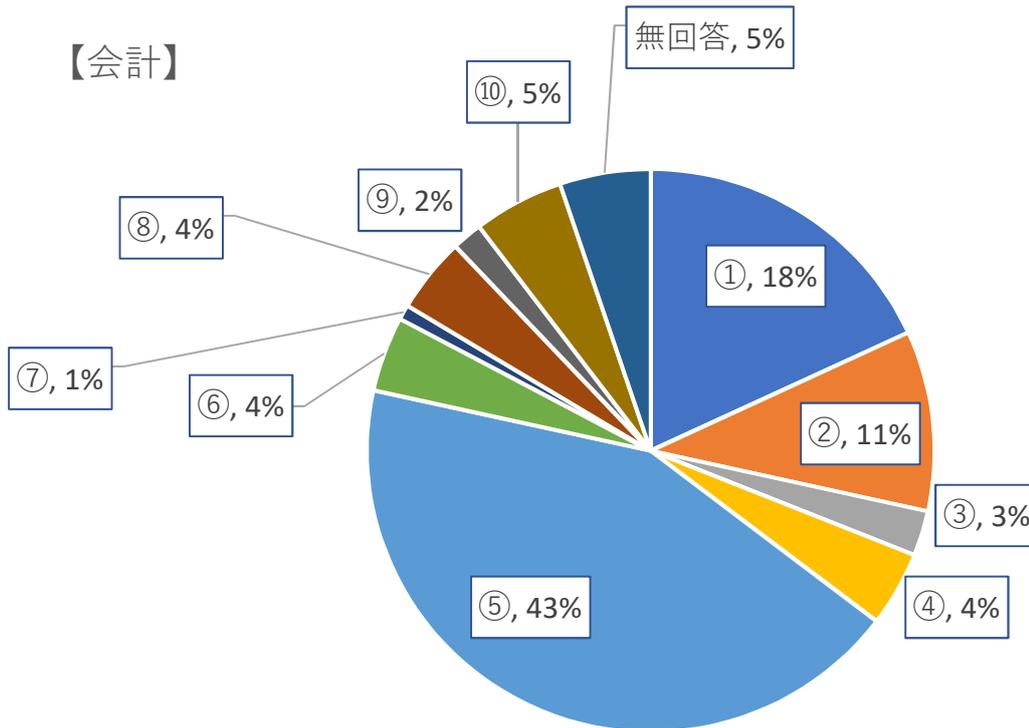
問10 会長及び会計の引継ぎは、どのようにしていますか。



【その他の内容】

- ・前会長は相談役となる為、常に相談等コミュニケーション取ってます。
- ・都度助言・申し送り・集合して引継ぎ会合・年1回の集まりの時・口頭
- ・口頭のみ・面直

【会計】

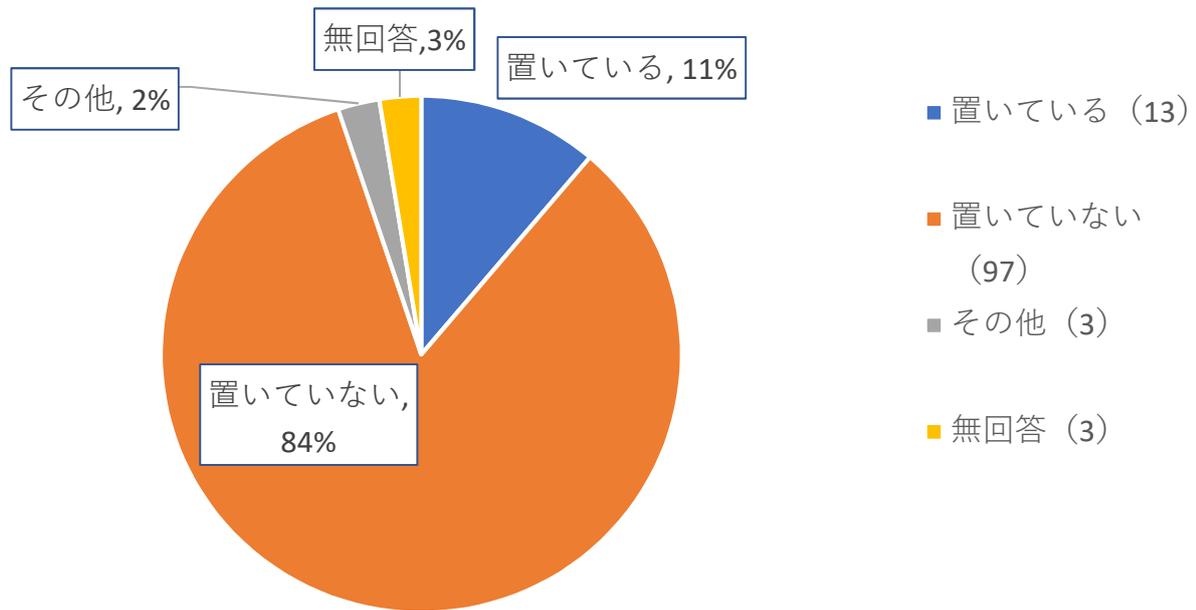


- ① 紙, (21)
- ② USBなどの媒体, (12)
- ③ パソコン, (3)
- ④ その他 (5)
- ⑤ 紙,USBなどの媒体, (50)
- ⑥ 紙,USBなどの媒体,パソコン, (5)
- ⑦ 紙,USBなどの媒体,その他 (1)
- ⑧ 紙,パソコン, (5)
- ⑨ 紙,その他 (2)
- ⑩ USBなどの媒体,パソコン, (6)
- 無回答 (6)

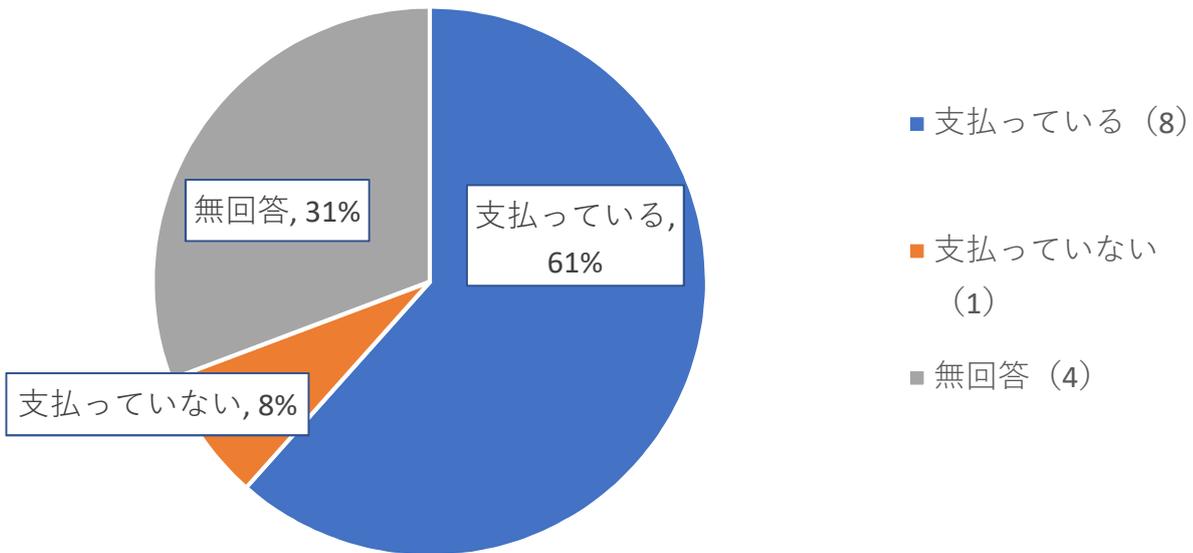
【その他の内容】

・互いに話し合い、わからない事がない様にしています。・なし・申し送り・部長はファイル・会合・年1回の集まりの時・口頭・金銭管理台帳・口頭のみ・面直、なし

問11 自治会内に事務局（事務員）を置いていますか



問12 事務員に、賃金や謝礼等を支払っていますか。



【金額】

・ 20,000円/年 ・ 30,000円/年 ・ 20,000円/年 ・ 50,000円/月 ・ 20,000円/月
・ 40,000円/月

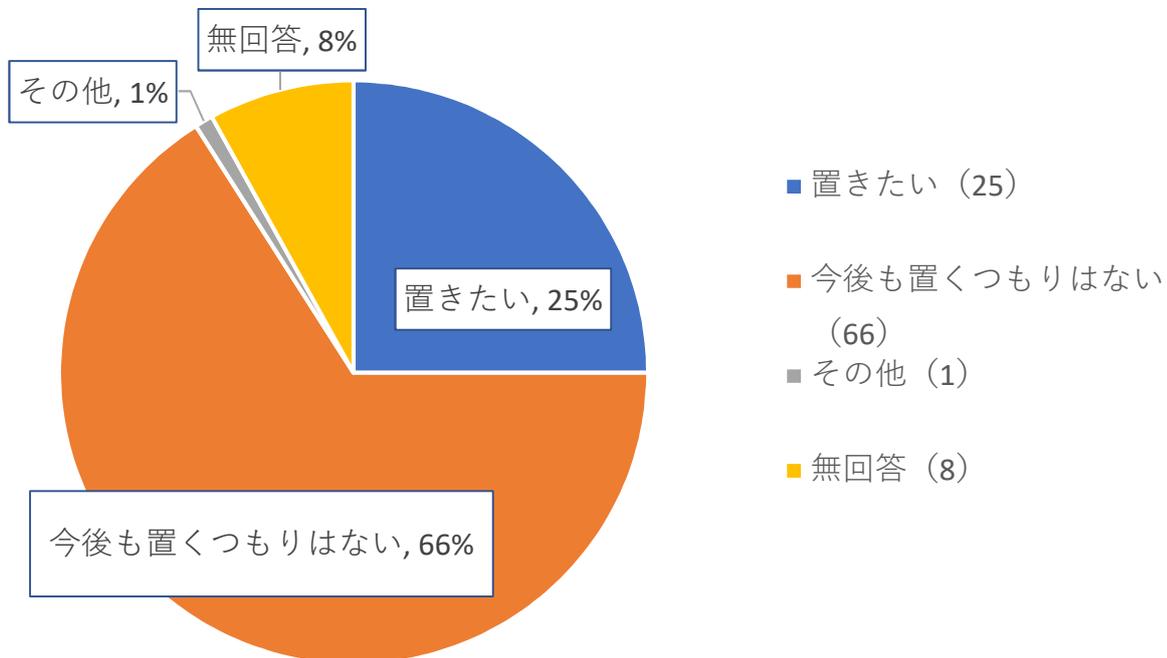
問13 事務員の勤務体系について

- ・ 不定期
- ・ 週5日午前10時～午後4時
- ・ 週5日3時間
- ・ 事業の際
- ・ 任意

問14 現在の事務員は勤続何年ですか。

- ・ 2年
- ・ 5年
- ・ 1年
- ・ 5年
- ・ 1年
- ・ 15年
- ・ 1年
- ・ 25年
- ・ 15年

問15 今後、可能ならば事務局（事務員）を置きたいですか。

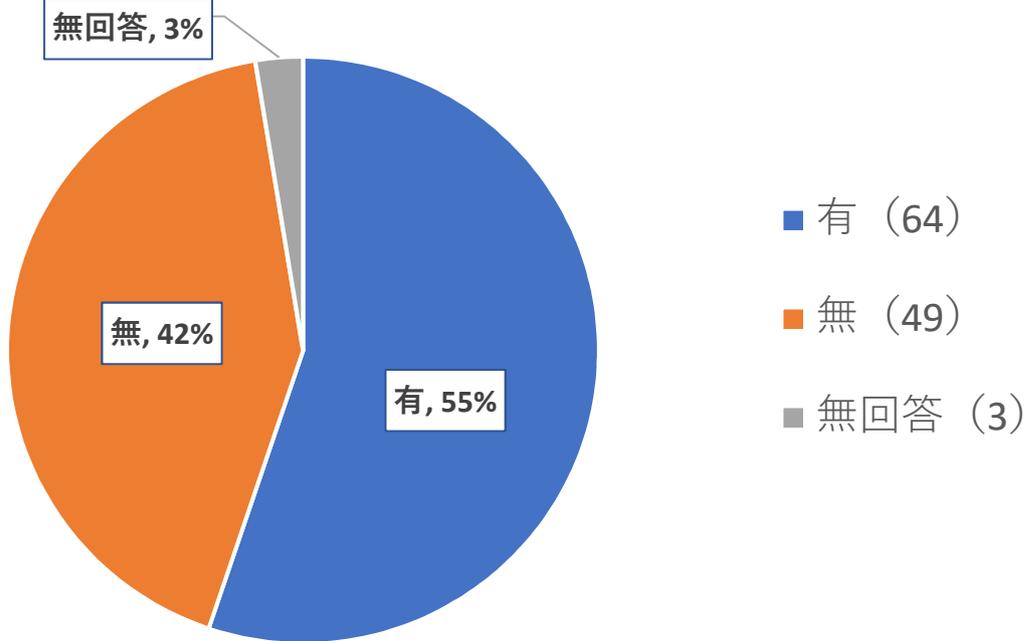


【その他】

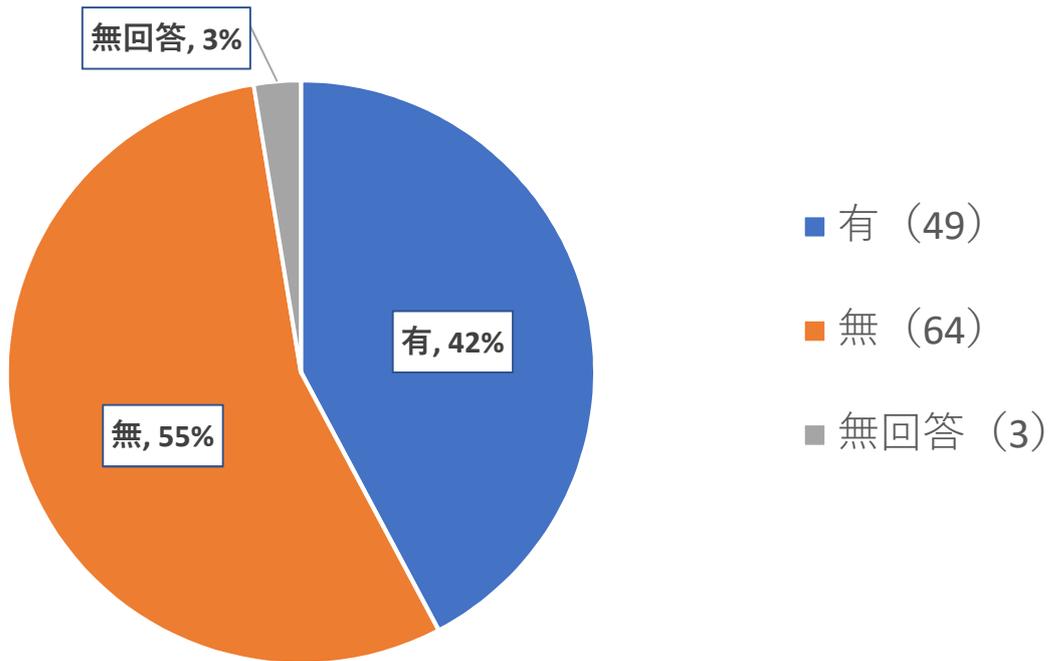
どうしたらいいかまだ考えてない

問16 子ども会、老人会、青少年健全育成会、

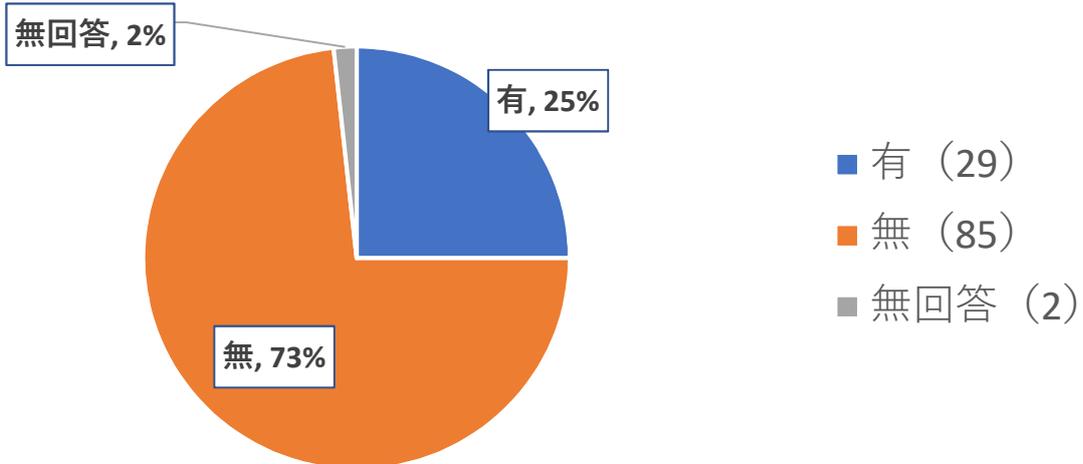
【子ども会】



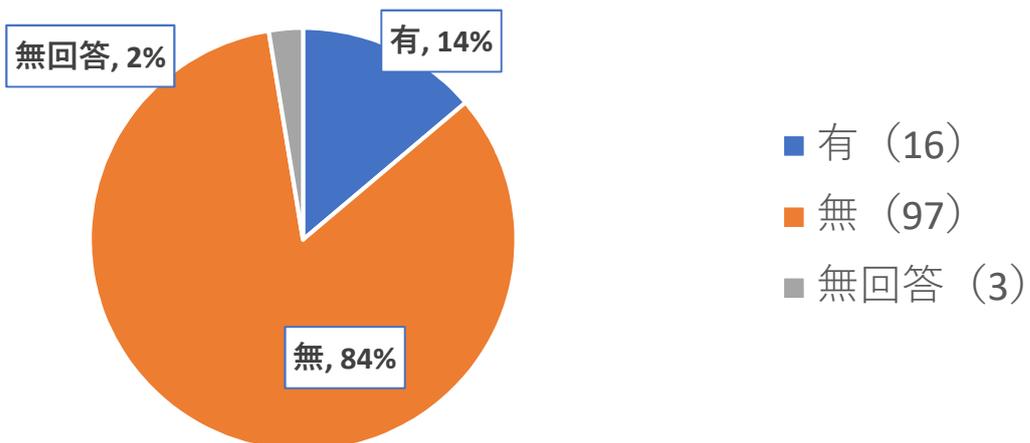
【老人クラブ】



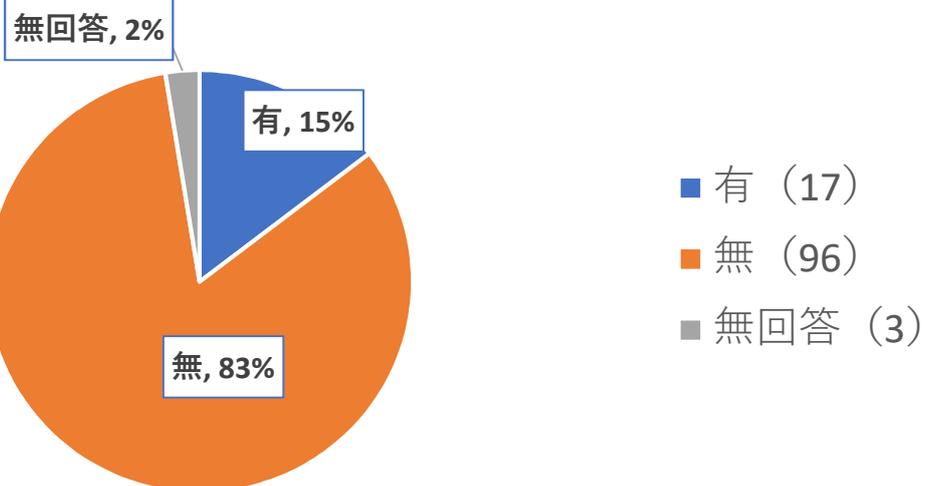
【青少年健全育成会】



【婦人会】



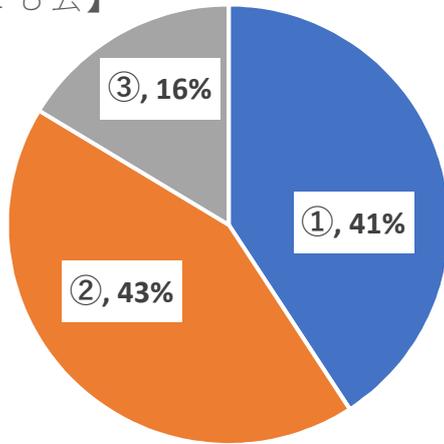
【青年会】



問17 問16で「②無」と答えた方にお聞きします。

自治会・町内会として、子ども会や老人会に代わる活動をしていますか。

【子ども会】

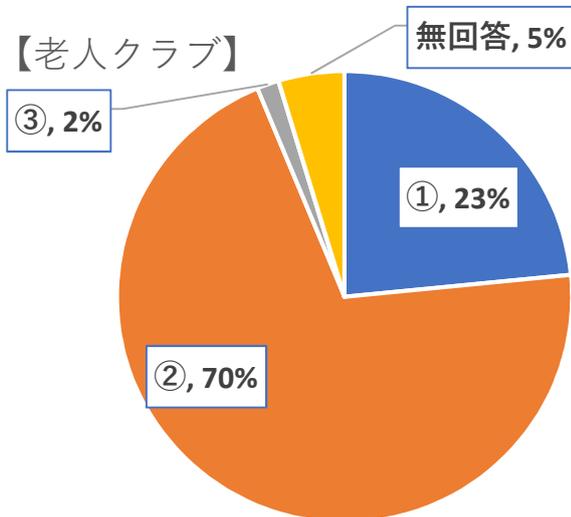


- ①自治会、町内会で活動している (20)
- ②活動をしていない (21)
- ③その他 (8)

【その他】

・スマイル事務局・子供シャギリ・今年度で解散する・他の自治会と一緒にやっていると聞いたことがあります但しわかりません・小学生の母親で子どもの会を組織・しゃぎり会が子供会の後を引き継いでいる・子供がいない・中学入学時祝金・ラジオ体操（夏休み期間中）

【老人クラブ】

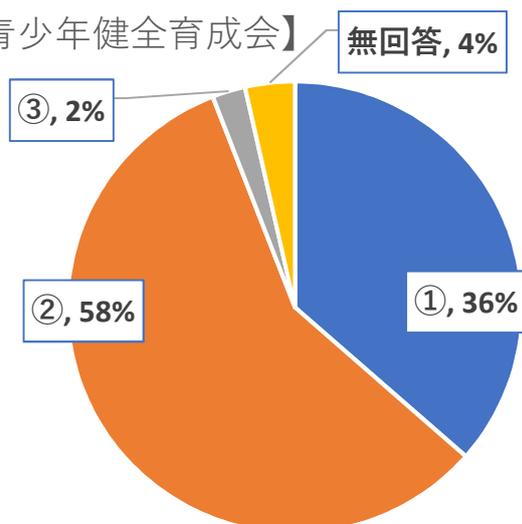


- ①自治会、町内会で活動している (15)
- ②活動をしていない (45)
- ③その他 (1)
- 無回答 (3)

【その他】

・独自。中部地区には、シニアクラブがなくなった。
・町内会として敬老の日にお祝いを渡している

【青少年健全育成会】

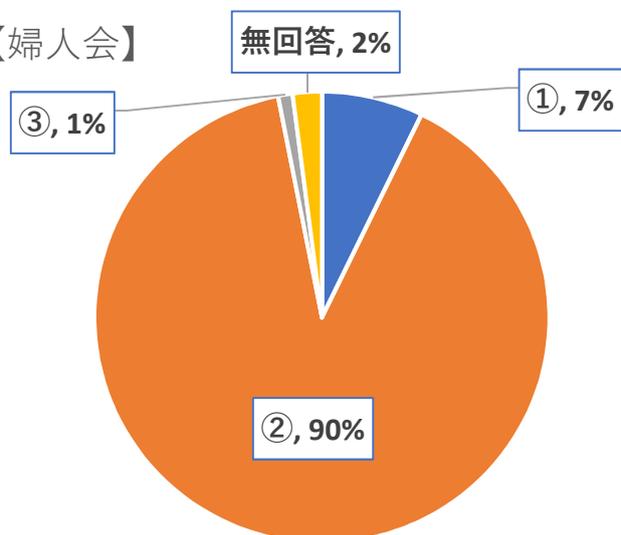


- ①自治会、町内会で活動している (31)
- ②活動をしていない (49)
- ③その他 (2)
- 無回答 (3)

【その他】

- ・ 東部地区自治会連合会として活動
- ・ 町内行事への参加を促し、記念品を渡す。通学路での声掛け

【婦人会】

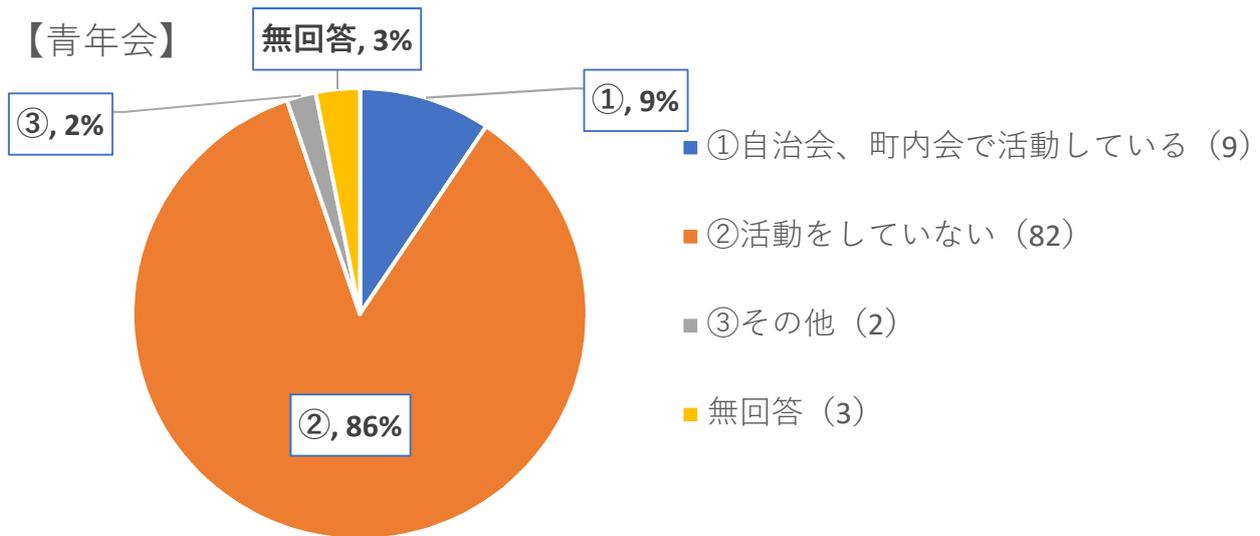


- ①自治会、町内会で活動している (7)
- ②活動をしていない (87)
- ③その他 (1)
- 無回答 (2)

【その他】

- ・ 南婦人会と連携
- ・ 婦人会なし

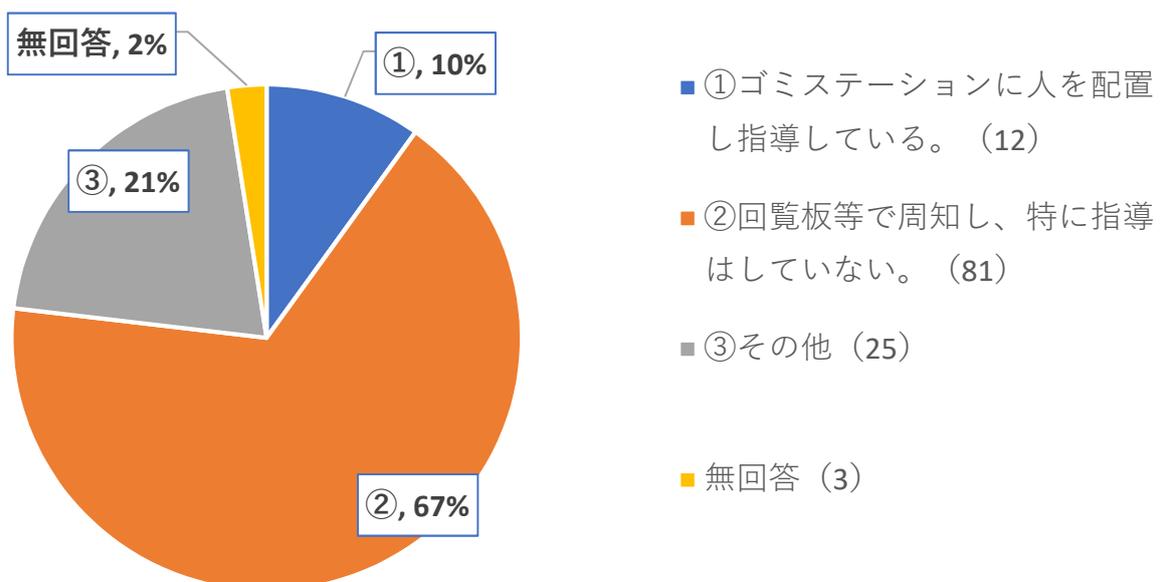
【青年会】



【その他】

- ・ 青年会なし
- ・ 「大歳参りの会」文化プラザ祭りなどソバ店出店

問18 ごみ集積所のごみ出しの指導やルール違反ごみには
どのように対応していますか。(複数回答可)

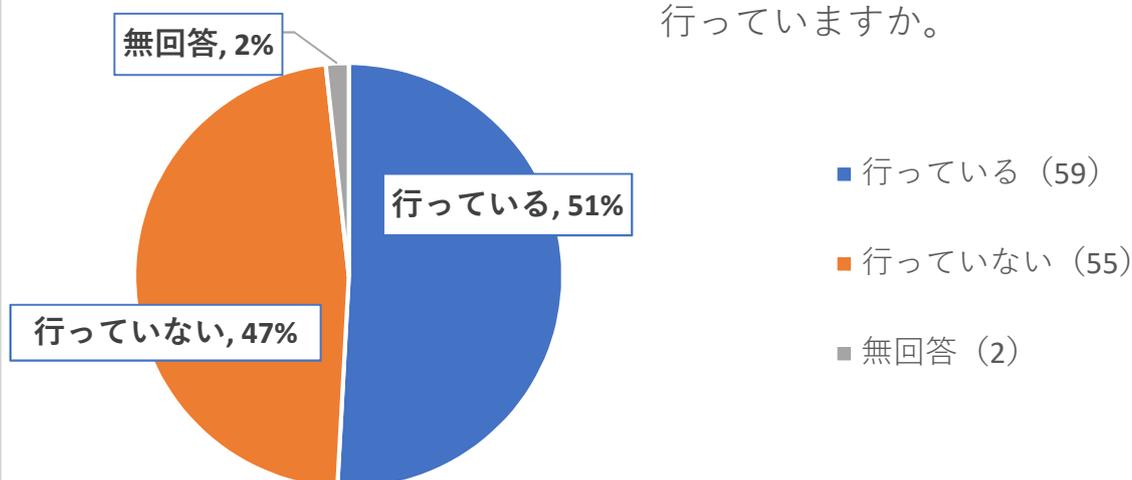


【その他】 その他の内容は次のページ

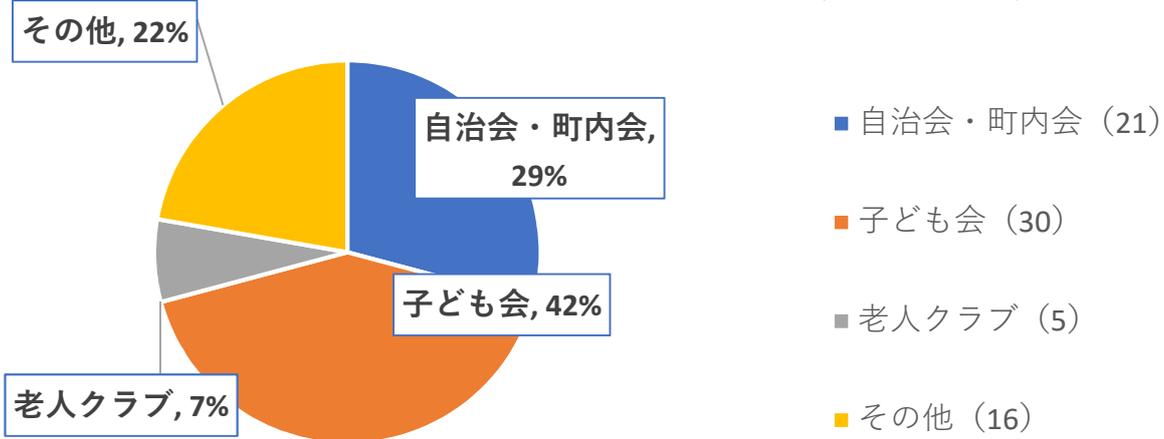
【その他】

- ・各組長や環境美化委員が問題があった時に対応
- ・各組組長、各組ごみ当番、環境美化推進員、自治会役員が対応している。
- ・回覧板等周知、ルール違反看板の作成、廃棄物対策課に連絡
- ・ゴミ当番ノートを作成し、月曜日木曜日に見まわりをして記録し回している
- ・問題があれば、役員組長会で相談している。・役員、組長と当番制で
- ・各組に対応を委ねている・担当地区組長及び環境美化委員
- ・会長、副会長、会計が見回り対応・環境美化委員がゴミ出し日に巡回指導
- ・不具合の出し方は写真撮り不具合内容をマンション掲示板で啓発
- ・それぞれのゴミステーションの利用者に対応を任せており、ルール違反に厳しく対処する
ゴミステーションもあれば、ほとんどなにも対処しないステーションもある。
- ・回覧板で周知し、美化委員が定期的に見回り、回覧にて報告
- ・環境美化推進委員が定期的に巡回、指導している
- ・組長会議で情報交換で話し合い
- ・環境美化部が中心にゴミグループ責任者と連携し、積極的に活動
- ・毎月の組長会にて、住民への指導を指示している
- ・直ぐに各組長から、言い継ぎにより、回収させている
- ・各戸にパンフレットなどを配布・町内会長が見る。違反ゴミがあったら指導・定期巡回して報告と対応検討 LINE等を利用し、連絡をとる
- ・初集会で説明・環境美化推進委員の見回り強化、組長会議で徹底・ごみの集積場の看板 不定期の見回り

問19 自治会・町内会独自に、古紙回収（資源ごみ）等の活動を行っていますか。



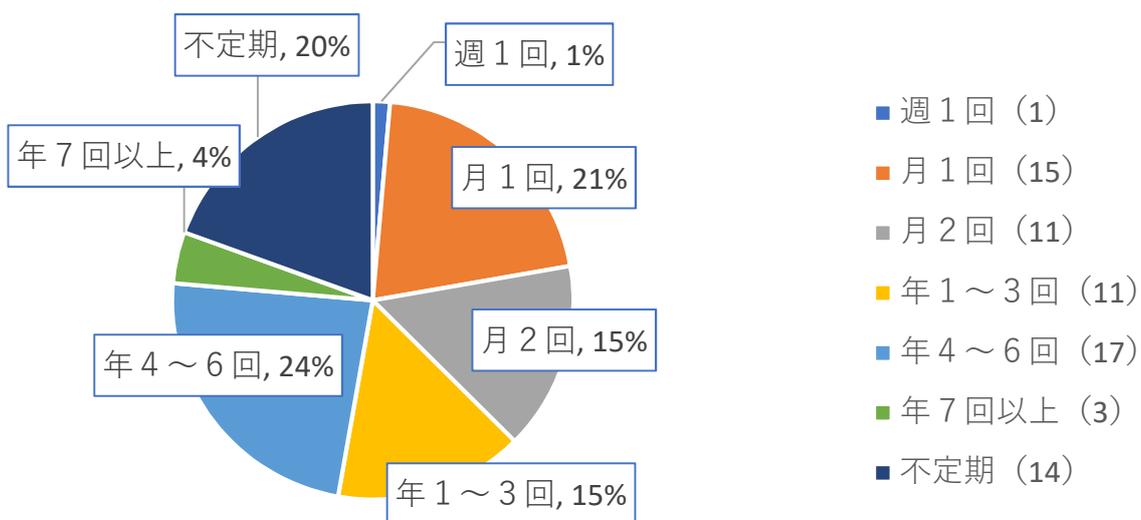
行っている場合の方法（複数回答可）



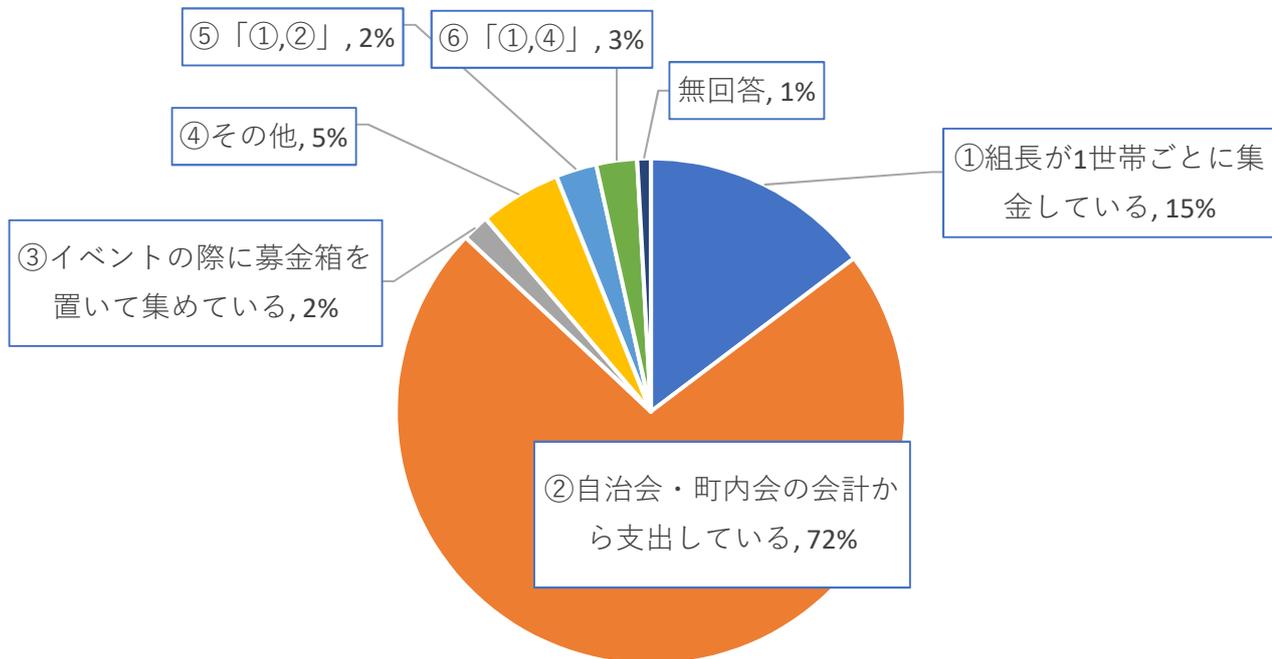
【その他】

・ 婦人会・三嶋囃子保存会・主体は青年部ですが自治会も参加実施・シャギリ保存会・成年部・子ども会があった時は、活動していた。・南小学校・シャギリ・大宮町2丁目しゃぎり保存会・さわじ作業所・町内のゴミ減量アドバイザー・小学校PTA・PTA 団体として・契約業者資源ごみ回収・小学校、中学校・どちらも、業者と契約して、既存の日に集めるので、活動は無し・子ども会があった時は、活動していた。・スマイル事務局子どもたち

行っている場合の回数（複数回答可）



問20 募金（赤い羽根共同募金、緑の募金等）の集金は
 どのようにしていますか。

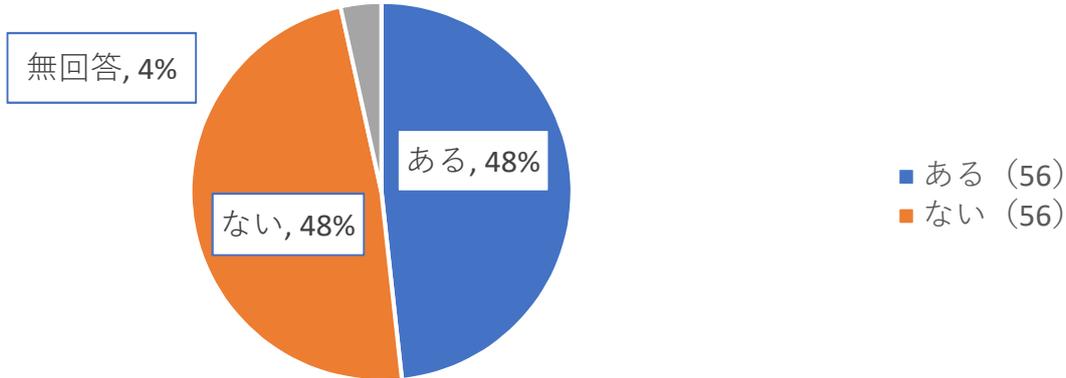


- ①組長が1世帯ごとに集金している (17)
- ②自治会・町内会の会計から支出している (84)
- ③イベントの際に募金箱を置いて集めている (2)
- ④その他 (6)
- ⑤「①,②」 (3)
- ⑥「①,④」 (3)
- 無回答 (1)

【その他】

・しない・赤い羽根：組長回収、緑の募金：自治会の会計から支出・各組の了解のもと、組から一括支払・回覧板で全戸に周知し、各個人が組長または町内会事務所に届ける・組長が1世帯ごとに集金する組と組費を年度当初に徴収し、その中から支出する組がある。・赤い羽根は各棟でまとめて払っている・各組の組費から支出・募金のお願い封筒の回覧～依頼が有れば組長が集金、会長へ・募金の種類により町内会費からの支出であったり、会費から支出しない募金は組長が組費から出したり個人から集めたりしている

問21 住民にイベント等へ参加してもらうために工夫していることはありますか。



【工夫内容】 原文まま

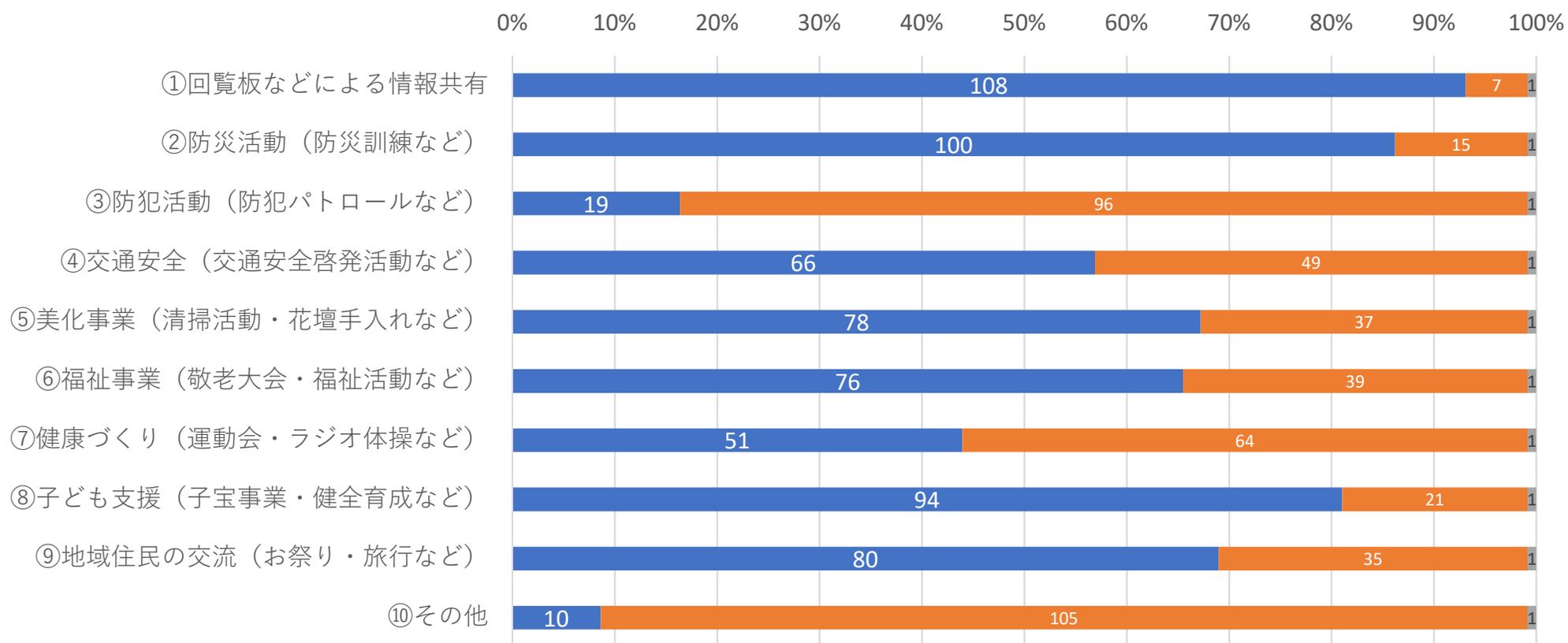
- ・ 町内の広報を作成し、回覧している・回覧。清住町まつりは抽選や金券支給。
- ・ イベントの都度事前の自治会各部召集擦り合わせ実施・町内会長初年度のため模索中
- ・ 回覧板で周知・回覧板で・回覧板にて誘う・必ず回覧を作成して周知
- ・ 回覧町内広報：年4回発行、町内回覧：イベントごとに呼びかけ 回覧板等
- ・ 「大社町だより」や、チラシによる。または、放送による・早めに回覧等で告知する
- ・ 開催案内を作成し、町内回覧をする。・回覧による参加奨励・ポスター掲示・回覧など
- ・ 回覧等で町内の人に周知 時間の制約をなるべくゆるやかにする。
- ・ 参加できる人がやれば良いようなやり方を工夫している。・LINE gugiカレンダー
- ・ 無料配布、ビンゴゲーム等・回覧板、掲示板、YouTubeニュースでの告知。
- ・ 回覧等により参加依頼を行っている・手作りポスターの作成と実施後の報告
- ・ YouTube投稿し回覧でアドレス案内からの広報活動・ポスターの掲示・回覧にて案内。
- ・ 組長のイベント参加・回覧板、組長会議・イベント情報の回覧による周知・回覧板で周知
- ・ 今月防災訓練を実施しました。お菓子のつかみ取りをイベントとしてやったところ60人近く集まりました。・月2回の回覧板で啓発・回覧板にて参加依頼・掲示板と回覧物
- ・ 回覧をしている・サークルメンバー（18サークル）に協力してもらう・回覧板に書いて
- ・ LINEを利用し、随時周知してもらう・回覧板を回す・回覧、ポスター、町内放送
- ・ 回覧板掲載・募集・防災のイベントを事前通告、人が集まる内容に心がけている
- ・ イベントの回覧の実施及び掲示板に貼付・組長会議で説明している
- ・ 文字だけでなくポスターなどを作成し周知している・行事のチラシの各戸配布
- ・ 回覧板、都度の放送・楽しくやるようにしている。前年踏襲はありえない・
- ・ 回覧、ラインで参加を呼びかけている。・賞品を用意・回覧、放送

問22 住民にイベント等へ参加してもらうにあたり、

【工夫内容】 原文まま

- ・参加人数の確保 防災訓練参加者が少ない。
- ・住民の1/3 75歳以上が多く（80世帯の内50世帯）参加しにくい
- ・イベントではないですが、保健委員をやって頂ける方がいなくて
- ・毎年困っています。（保健委員って町内会にいなくても良いと思います）
- ・町民の平均年齢の高齢化や少子化とともに中間年齢層が自営業などからサラリーマン化していることにより、行事などに参加する人員数の現象が見られる
- ・世帯に老人が多くなっている
- ・現状は参加者が少ない
- ・人数が集まりにくい 参加人員の確保
- ・坂がキツイ立地な為、老人の参加率がどんどん下がっている
- ・放送を違う町内の方がうるさいと文句を言ってきた事がある。でもそれはうちの町内の放送では無かったのに。
- ・参加人数が少ない
- ・少子高齢化が進み、参加者が減少傾向にある
- ・ポスターを回覧するが困ったことはない
- ・町内約50戸に掲示板にて案内を出しているが見ていない様子
- ・高齢者の参加が少ない・
- ・参加者が少ないと感じているが、それぞれ事情があると思う・
- ・防災訓練・運動会などの時、交通事故が心配
- ・参加を呼び掛ける町内放送がよく聞こえないとの苦情有 高齢化、コロナ禍後の参加者減 町内会の存在意義がないと思っている世帯が多い
- ・高齢化、少子化、気候変動などで、町内イベントの見直し（中止、規模縮小、内容変更）を検討しなければならないにも関わらず、長老派が従来通りの開催をするよう圧力をかけてくる。
- ・出ない人は出ない

問23 令和6年度、自治会・町内会で実施した活動、または実施予定の活動を教えてください。



【その他】

- ・運動会は、地域の運動会に参加。
- ・保存会の介護施設への定期慰問
- ・多世代交流・資源回収やスクールガード

■ 実施 ■ 未実施 ■ 無回答

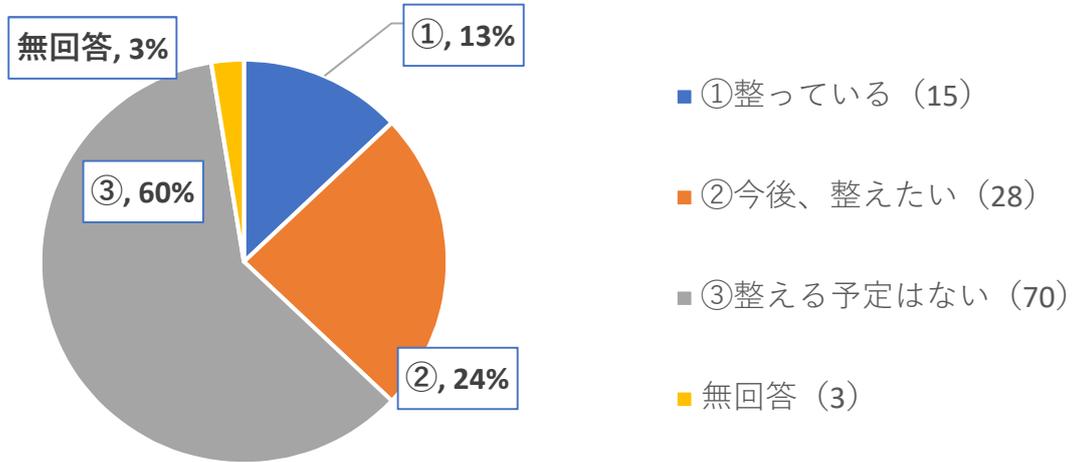
問24 自治会、町内会で実施した活動の中で工夫した活動や自治会・町内会独自の活動がありましたら、教えてください。

| 活動名 | 工夫点 |
|-----------------|---|
| 高齢者向けLINE教室の開催 | |
| 芝町青年会 | ・子供書初め教室・親子フラワー教室・子供シャギリ指導継承・シャギリフェスティバル参加 |
| 防災活動 | 三島市が主催する防災訓練(避難所開設訓練)に参加 |
| お祭り餅つき大会 | 田町区町内連合会(5町)、合同で行っている。 中田町南自治会と合同で行っている。 |
| 子供の居場所づくり | 今年は、熱中症が心配で、子供達を集めませんでした。 |
| 交通安全指導 | 朝の交通安全運動旗振りとあいさつ運動を郵便局前で行っています。登校中の見守り) |
| 健全育成活動・環境美化奉仕活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年小・中学生1年生の入学・卒業のお祝いプレゼントをあげています。 ・みどりと水のまちづくり課から配布される花を年2回郵便局前の花壇(田町会)に子供達と花植えをしています。(地域に対する奉仕の心・感謝の心) * 連絡方法 ・スマイル(子供達)の親御さんには町内活動連絡等をLINEしています。 ・役員・委員への連絡は、LINE連絡しています。 ・必要情報は、頻繁に回覧で共有しています。 |
| 歌とおしゃべりの会 | 年3回程度開催している。歌、おしゃべり、ジャンケン大会、軽食などを楽しんでいる。町内会にプロの音楽家がいるので、無料奉仕で演奏してもらっている。 |
| 防災研修 | 組長以上の役員を対象として県の防災センター等をバスで行き、研修してくる |
| 対話の場 | 毎月の清掃活動の後、困り事等を町内会として聞く場として役員以外との茶を飲みながら対話の場とした。精神論かもしれないが、運営側も楽しくワイワイやろうと宣言して、堅苦しさを排除をしている 楽しそうに活動していれば、子供とか結構寄ってくる |
| 子供は地域の宝事業 | 毎年1月上旬の日曜日に「どんどん焼」と同時開催。加茂川1区、2区、シャルマンコーポの3自治会による合同事業として毎年実施している |
| 町内一斉清掃 | 年2回、春秋に行います。2回で220名位参加しています。 |

| | |
|-------------------|--|
| 町内防災訓練 | 避難誘導訓練。消火訓練。起震車体験。給水訓練 |
| 小学校区運動会 | 小学校区体育振興会と協力して行事を行う |
| 徳倉区夏祭り | 地区合同で夏祭りを行う |
| 町内ビンゴ大会 | 町民の一体化を図る目的で全町民を対象にビンゴ大会を実施 |
| クリスマスパーティー | 子供は地域の宝事業の一環として、対象者及び小学生の参加によるクリスマスパーティーを実施 |
| ハロウィンノルディックウォーキング | 世代を関係なくノルディックウォーキングを、少し仮装して行っています。 |
| 防災訓練 | 町内一斉清掃は、1人/世帯の参加が定着しており、防災訓練を同日にして参加者を増やす |
| 防災活動 | 旧態依然とした、屋外での基本的な訓練(消火器の使用等)はせず、三島市危機管理課による防災講座をお願いし、重要ポイントを講義してもらう方法に変えた。(住民の評判も良かった) |
| 手無地蔵尊祭典 | 消防団、OB会、子供会、しゃぎり会の協力により町内独自の祭典と法事が無事、盛会に実施できた |
| 天泊神社祭典 | 消防団、OB会、子供会、しゃぎり会の協力により子は宝事業、子供シャギリ、餅つき大会等、神社秋祭りを盛大に実施します。 |
| 子宝事業 | 自治会の小学生以下を対象に親睦会を実施 |
| なかよし体操 | 10年間経過して、内容の見直し中 |
| 旭ヶ丘カフェ | 10周年の祝、スマホ等の新しい催も開催している。新しい人員の確保。ボランティア人員の増員実施。 |
| 家庭内防災活動 | 食料(非常食の展示、業者の説明会)、講師を呼んでいる |
| 防災訓練、運動会 | 防災訓練時、消火器は凄く煙が出て集まった方々が咽るので火を使わず的に水をかけることとした。 中郷西中学校へ行くとき、136号線を渡るので、横断歩道に自主防災会の方々に誘導して頂いた。 |

| | |
|--------|--|
| 敬老大会 | 敬老大会は、各自治会で実施することになったので、友人が手品が出来るのでマジックショーをやって戴くようお願いした。 敬老会のバックにA3のラミネート10枚を吊るす。 |
| 多呂文化祭 | 一昨年から2月に開催。主に地域に住む三世代の交流を図り、老人会の方々の発表の場としても活用。子供の作品は、学校の協力で展示 |
| 納涼祭 | 地域の交流と絆を深めることを目的として開催。今年度参加者350人 |
| 連絡方法 | LINEを使うようにした。若い人でも参加できるように工夫した |
| 夏祭り | |
| クリスマス会 | |

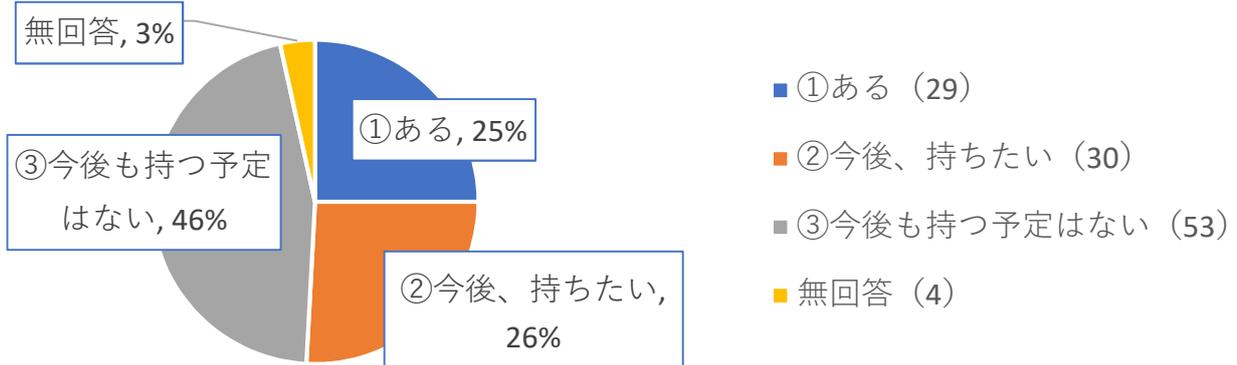
問25 地区集会所にWi-Fi環境は整っていますか。



【活用方法】

- ・インターネットの利用
- ・電子ホワイトボードとパソコンでプレゼンに使用、ただし環境設備はマンション管理組合所有を無償提供
- ・インターネットによる情報検索や自治会パソコンでの自治会メールの送受信など。
- ・主に事務室役員が利用・役員会に使用している
- ・スマホやパソコンでの調査に便利・リアルタイムで情報収集
- ・来た方に自由に使う・公民館における会議時の情報検索。電話連絡
- ・集会所使用者の利便のため

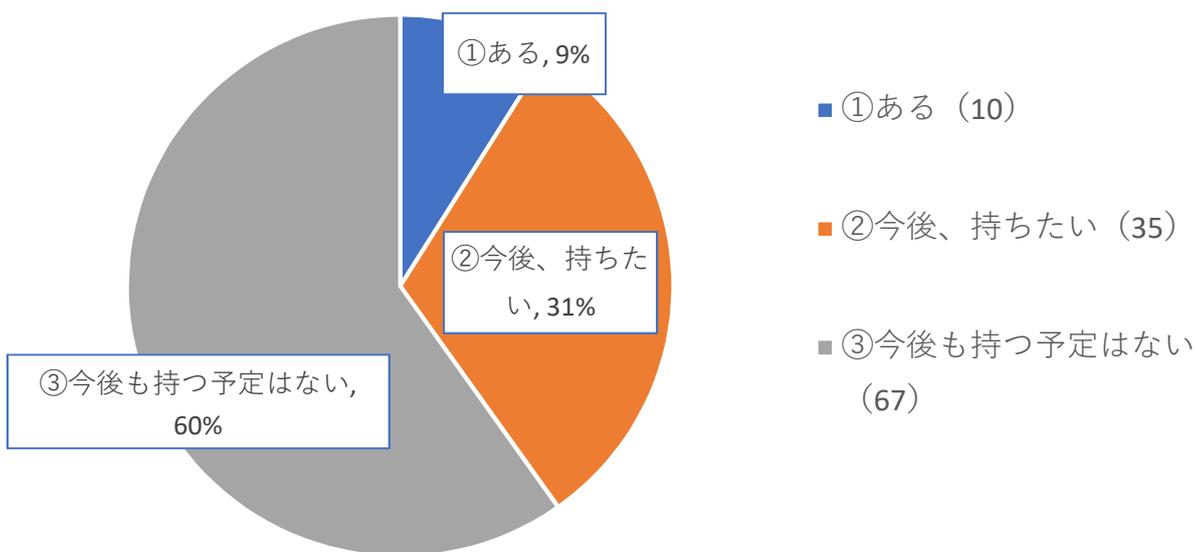
問26 自治会・町内会専用のパソコンやタブレットはありますか。



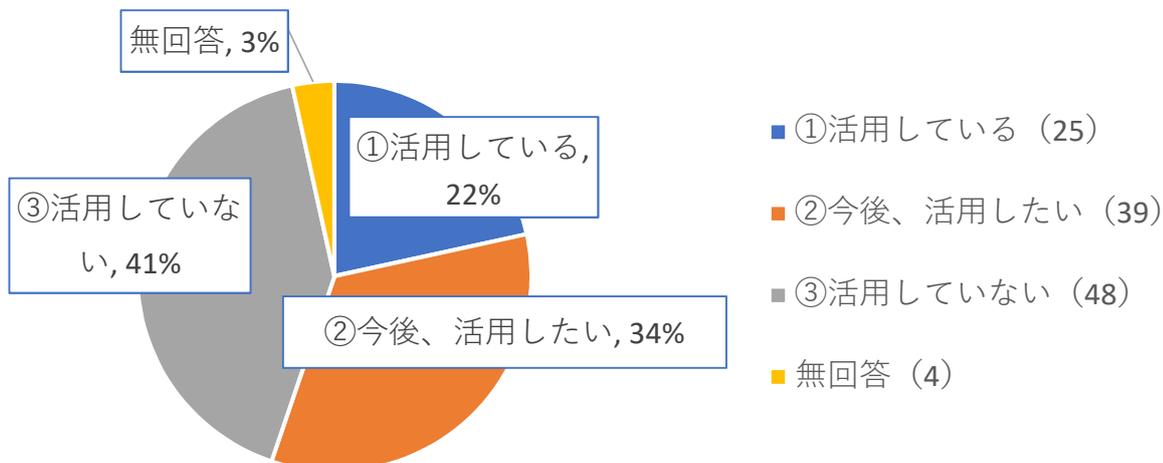
【活用方法】

- ・自治会資料の作成及び保存・町内必要文書作成保存・祭典などの事務処理等に活用
- ・会議の資料やイベント・データの集積・シェア1台、会計1台、書記1台、会議に使用
- ・自治会メールの送受信や会議資料の作成など。・会計処理・各会議の資料作成
- ・ほとんどワープロとして・町内会会計に使用している・資料作成
- ・全役員との相互連絡、外部機関との通知、依頼・自治会資料作成等
- ・書類作成、会計報告用など・組長会議等の書類の作成、整理
- ・主に会計・記録保存、会計簿作成・印刷、・各年度の情報の蓄積

問27 自治会（町内会）専用のメールアドレスを持っていますか



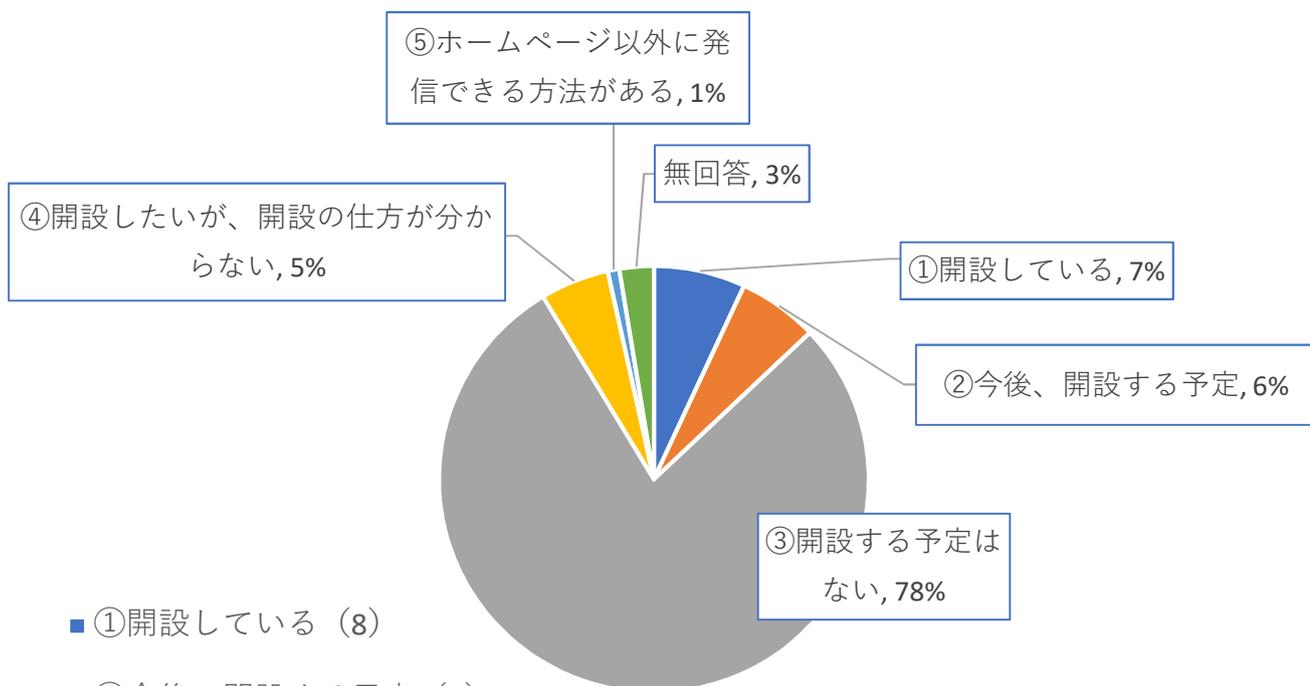
問28 地域住民に対して町内会の情報共有をする際、SNS（LINE等）を活用していますか。



【情報共有の方法】 原文まま

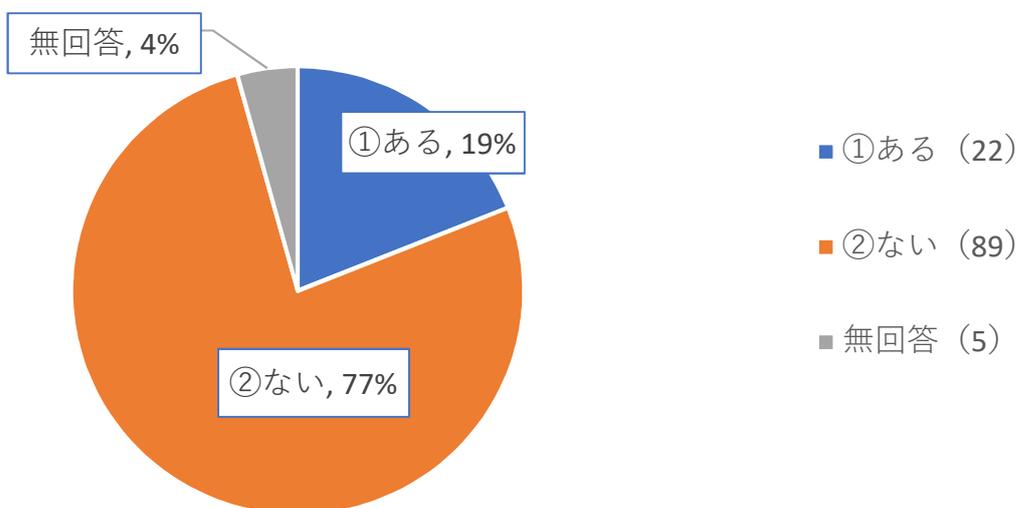
- ・自治会役員、各部ともにLINEグループ ・ラインでやっている
- ・LINEメール ・LINE ・役員間でラインで連絡している。
- ・執行部会・役員会等をLINEで連絡し合う ・一部の区ではLINEを活用している。
- ・LINEWORKSを使っているが、なかなか加入者が増えない。公民館の予約状況をグーグルカレンダーで管理しているが、それをだれでも見ることができるようなホームページを使っている。
- ・各役員会の通知、議事録の配信 ・役員会でグループLINEを持っている。
- ・LINEのオープンチャットで行事の連絡や訃報の連絡などに利用予定。現在試験運用中。
- ・自治会建設に向けた情報発信とお菓子のつかみ取りイベントのクーポン発行している
- ・市からの、災害情報はlineで一部が使っている。
- ・LINE ・回覧、自治会館予約 ・当番町との祭典情報の共有
- ・中島草刈隊、自主防災会、町内4役、子供会、運動部でLINEを利用している
- ・防災委員会で活用 ・LINEのオープンチャットを使っている
- ・役員、組長の情報共有 ・団体ごとのLINEグループ

問29 自治会・町内会のホームページは開設していますか。



- ①開設している (8)
- ②今後、開設する予定 (7)
- ③開設する予定はない (91)
- ④開設したいが、開設の仕方が分からない (6)

問30 ICTを活用した自治会・町内会運営について行っていること
または、検討していることはありますか。

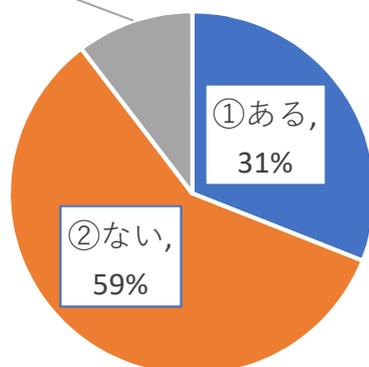


【具体的な内容】

- ・ LINEでコミュニケーション ・ ライン ・ ホームページによる情報伝達
- ・ 自治会執行部役員LINEで共有 ・ 役員のLINEグループ ・ LAINグループ
- ・ LINEにて役員のコミュニケーションや連絡を行っている
- ・ 自治会三役については、LINEを用いて連絡を取り合う。
- ・ 役員同士の連絡や会合日時、情報共有に利用している
- ・ YouTubeニュースを毎月配信している。
- ・ グループline 町内会役員グループ 組長グループ 自主防災グループ 組長グループは1年任期だが退出させず そのまま継続し カバー率を高める
- ・ グーグルカレンダーを使った公民館の予約管理にリンクを張ったホームページを運営している。LINEWORKSに回覧物のスキャン画像をアップして電子回覧板のような取り組みを行っている。
- ・ Googleドキュメントを利用した資料共有URLをQRコードで配付している
- ・ 役員間連絡を今年度からLINEにした ・ lineでグループを作っている ・ 役員の連絡
- ・ 役員間のLINE ・ LINE ・ LINEで情報共有している
- ・ 役員会はライングループを利用している。 ・ LINEで役員間の連絡を取り合っている
- ・ 画面にPCの画面を写して進行して、状況により市のホームページや地図などにアクセスしたりしている

問31 自治会・町内会の運営をデジタル化する上で
困っていることがありますか。

無回答, 10%



■ ①ある (36)

■ ②ない (68)

■ 無回答 (12)

【具体的な内容】

- ・運営を引き継ぎして、継続する事が難しいと思っている。
- ・ホームページのアクセス数が少ない。
- ・組長会にグループLINEを導入したいがスマホ無しの人がいる
- ・75歳以上の夫婦が多く対応できない・高齢者等、不慣れ(出来ない)方が多い
- ・ホームページ開設の方法がわかる人がいない。・全部の会員が、ツールを持っていない
- ・スキルの問題。ITに詳しくないと町内役員ができないというのは問題がある
- ・大半の役員は利用可能でも、利用できない人に合わせてアナログ対応を採らなければならぬのがつらい。
- ・老人が多いため、ICTに対応できない・紙での案内文は削減して欲しい。
- ・セキュリティの確実なところで情報全体を管理し、その一部として情報の共有化など行いたい、人材、資金の面でどうしたらいいかわからない
- ・高齢の方は、スマホやPCを持っていない、操作できないなどにより、従来通りの紙ベースでの方法が必要となりデジタル化が進まない
- ・2年ごとの役員選出で構築後の利用劣化 使わなくなること
- ・役員でもLINEWORKSに加入していただけなかったりすること。
- ・知識、技術がない

(次ページに続く)

【具体的な内容 2】

- ・小さな規模の町内会では有料サービスは予算的に利用できず、LINEの公式アカウントは断念した。
- ・高齢者が多くデジタル化が困難。・何から初めて良いかわからない
- ・デジタル的な物を使えない高齢者が多い・住人の高齢化で理解は得られない
- ・"役員任期が短く、長期的な方向づけがない・役員に高齢者がいてハードルが高い"
- ・人材の確保・高齢化していて難しい・高齢世帯への普及
- ・現在、情報通信機器の購入予定がない・高齢化で知識が少ないため、デジタル化が進まない
- ・個々のデジタル環境、技術の差・Wi-Fi環境の導入や機器等の整備の進め方
- ・デジタル化するための知識技能がない
- ・スマホの使い方が分からない人がいてデジタル化は徹底できない
- ・料金が掛かる
- ・町内会の任期が1年で、専任の事務職員を置くまでもないため、デジタルに興味のない役員に引き継いだ時点でデジタル関連の引継ぎが中断する
- ・個人持ちの機材に頼っているので持続性が無い

問32 自治会・町内会に未加入の世帯には、どのように対応していますか。
 (記載があった自治会・町内会のみ)

| | |
|-------|--|
| ①加入促進 | チラシの配布 |
| | 未加入自治会なし |
| | 町内会長、組長による働きかけ。 |
| | 各区長・各組町が都度、お願いしている。 |
| | 未加入世帯はなし、アパートは管理会社に頼んでいる |
| | 周知 |
| | 組長による個別依頼 |
| | アパートなどは、管理者から会費を徴収しているが個々は難しい |
| | 戸別訪問 |
| | これまでに加入の声かけをしても入らなかった人はそのまま。 |
| | 対応せず |
| | 新築等の場合は組長さんに声を掛けて頂く |
| | 組長声掛け |
| | 加入意思の有無確認 |
| | 町内会を通じて加入促進する |
| | 年一回、加入の呼びかけをするが、呼びかけに応じなければ、事後、その世帯は、存在しないものとし、無視している。 |
| | 入居の時にお願いしている |
| | 促進よりも退会者の減少化に苦慮 |
| | 新規居住者に各組組長が自治会費の徴収を行うようにしている |
| | 書類と訪問 |
| | 訪問、面会 |
| | 自治会役員(組長)で加入促進を図る |
| | 少数世帯の町内会のため、未加入世帯は無い。特に説得しなくても加入していただいている。 |
| | 町内の行事、災害、防犯、交通等共有 |
| | 例年歩き回りお願いしている |
| | 運営側はいつも楽しそうに振る舞っている |

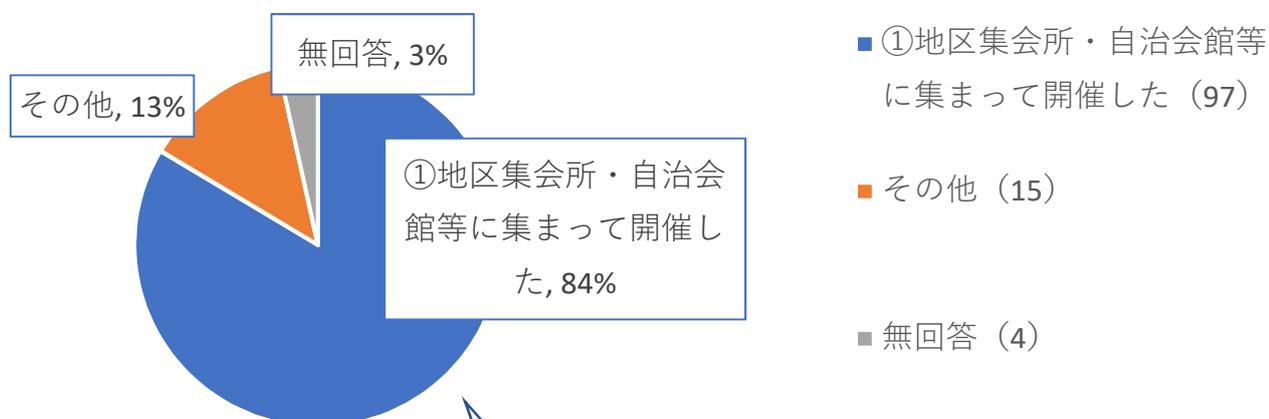
| | |
|------|--------------------------------|
| ②回覧物 | 加入世帯と同様 |
| | 配布 |
| | 周知 |
| | 対応なし |
| | アパート内の掲示板を大家さんに依頼・回覧は不可 |
| | 未加入世帯には回覧していない。 |
| | 基本的に回覧しない |
| | 回覧せず |
| | 特に重要なものと判断されるもの以外は回覧として回してない |
| | 回していない |
| | 未加入世帯には、回覧なし |
| | 加入世帯のみ回覧 |
| | 全戸配付物は組のによる回覧はせず、会長が直接訪問配付している |
| | 回していない。掲示板に掲示した物を見て貰っている |
| | 外している |
| | 未加入世帯には、回覧していない |
| | 役所に取りに行ってもらう |
| | 回すなど言われたならば、外すしかない。 |
| | 各組ごと全世帯に回している |
| | 回している |
| | 掲示板 |

| | |
|-------------|-------------------------------|
| ③ゴミ集積所の利用 | 加入世帯と同様 |
| | 可 |
| | 集積所の使用禁止 |
| | 周知 |
| | 規制していない |
| | 多分,利用している |
| | 町内会未加入でもゴミは出している。 |
| | お断りをしている |
| | 不明 |
| | 特に区別はしてない |
| | 可能 |
| | 規制なし |
| | 原則として加入世帯のみ利用 |
| | 町内会に入っていないなくても区別はしていない |
| | 利用している。 掃除当番はやって貰っている |
| | 加入、未加入に関わらず、利用者全てに加入者同様の義務を課す |
| | ゴミ集積所を利用する居住者に自治会費の納入を依頼している |
| | 利用自由 |
| | 分別と使用上注意事項伝達 |
| | 未加入宅は清掃センターに行ってもらう |
| | 規制なし |
| | 利用者は清掃当番に必ず入ってもらう。 |
| | 自由です |
| | 利用可 |
| マンション管理人と連携 | |

| | |
|--------|---|
| ④災害発生時 | 加入世帯と同様 |
| | 加入世帯同様の対応 |
| | 周知 |
| | 加入、未加入に係わらず協力 |
| | 連絡不可 |
| | 未加入世帯には防災訓練の声かけはしていない。 |
| | 町内会への加入の有無にかかわらず、隣人同士助け合うことにしている。 |
| | 防災訓練への参加呼びかけはせず(実際に事が起きた際に、加入・未加入で対応をわけることにはならない(できない?)と考える。) |
| | 被害があるようなら対応するつもり |
| | 適時対応 |
| | 声掛け |
| | 町内会住民として対応 |
| | 特に考え方は定まっていない。 |
| | 対応はしない。自己避難 |
| | 村八分扱い、外せない |
| | 要避難支援者以外は、対応していない |
| | 会員の方々を優先する |
| | 協議員が把握している。声かけしている |
| | 声掛けはするでしょう。 |
| | 各組長が各世帯を把握、確認、報告 |
| | 把握できない |
| | 優先順位は落ちますが同等の対応をします |
| | 加入、未加入は関係ない |
| | マンション集中放送を利用 |

問33 自治会・町内会の直近の総会はどのように開催しましたか。

(複数回答可)

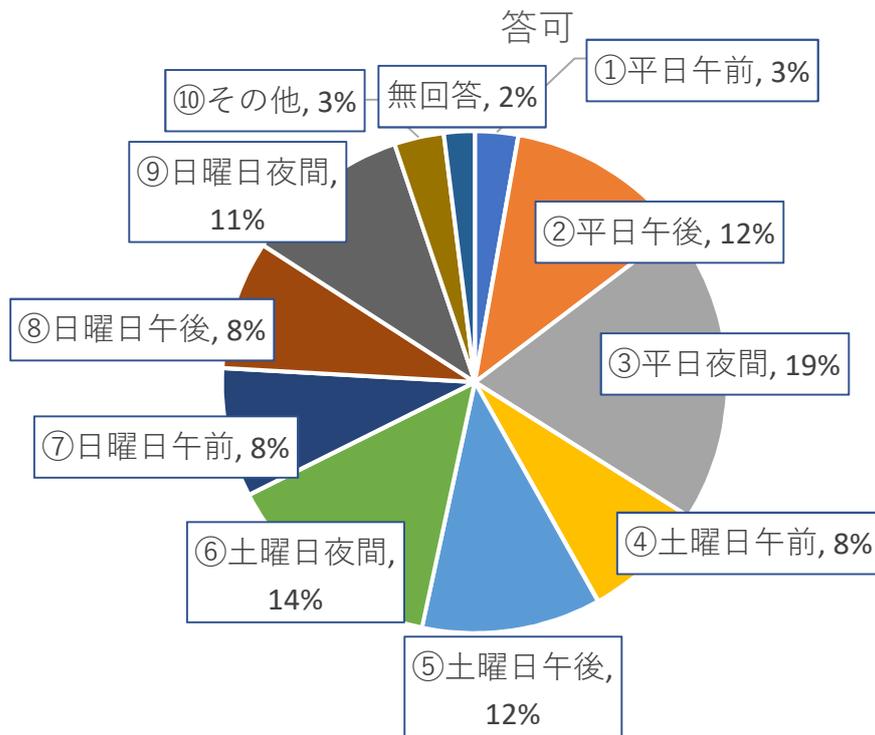


「地区集会所・自治会館等に集まって開催」が令和4年度は「44%」でしたが、コロナが第5類に変わって1年すぎた令和6年度は「84%」となっています。総会は、住民の総意を問う重要な会です。連合会では、集まって総会を開催することを是としています。

【その他・特記事項】

・みしまプラザホテル・タワーマンション会議室・コロナ後から文章で対応・南田町会館は狭いので、消防署の研修室をお借りした。幸原公民館を利用料金を払い借りている公民館、防災センター、寺の庫裏など・資料作成し書面にて開催・紙面決議が、会員の意思が、分かること。意見も書いてもらえることから、コロナ以降、書面評決にしている。・総会を行っていなかったなので、直近になって問題視している。・新型コロナ以降、集会は行なっておらず、年度末の総会は会計報告等の文書配布のみ。・コロナ等のこともありアンケートを流した・会長の自宅・役員のみ、書面評決・書面決議・書面表決方式

問34 三島市自治会連合会等の会議や研修会に出席しやすい日程と時間帯を全て教えてください。（日程・時間ともに複数回答可）



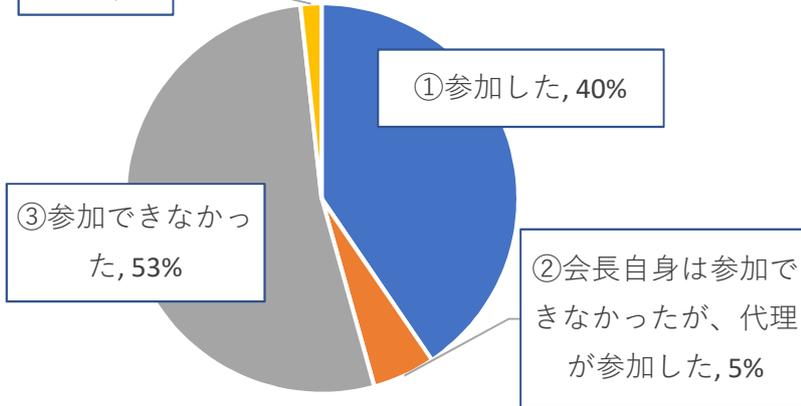
- ①平日午前(9時～12時) (7)
- ②平日午後 (13時～18時) (30)
- ③平日夜間 (18時～20時) (49)
- ④土曜日午前(9時～12時) (20)
- ⑤土曜日午後 (13時～18時) (29)
- ⑥土曜日夜間 (18時～20時) (36)
- ⑦日曜日午前(9時～12時) (21)
- ⑧日曜日午後 (13時～18時) (21)
- ⑨日曜日夜間 (18時～20時) (27)
- ⑩その他 (8)
- 無回答 (5)

【その他】

- ・ その日による。仕事をしている為出席できない事が多々あるので会議や講習等強制しないでいただきたい
- ・ 無職なのでいつでも可・曜日、時間ともに、いつでも構わない。
- ・ 遠いため、車で行くので夜間の運転は避けたい
- ・ 役員の職業により変わる・特になし
- ・ 平日夜間19:00～21:00

問35 三島市自治会連合会では毎年、バスによる視察研修を

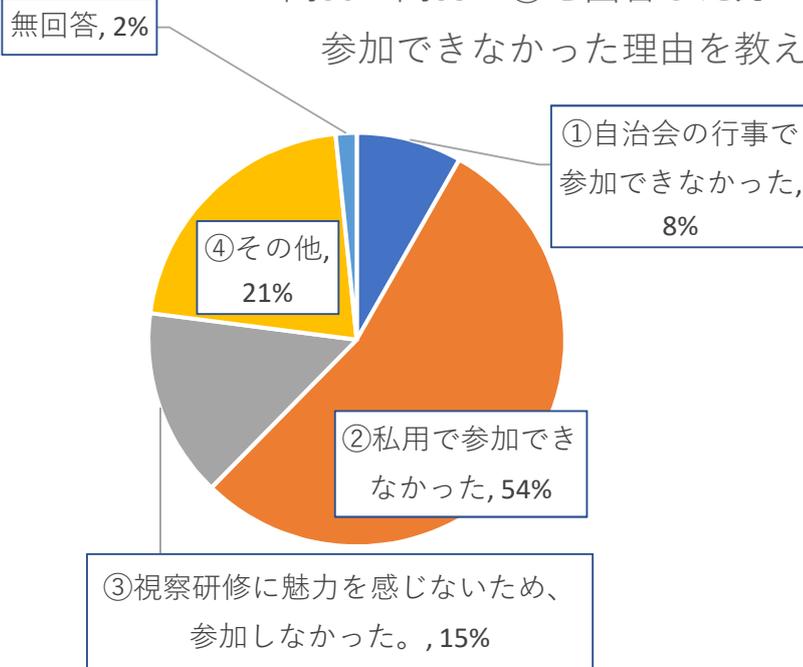
行っています。今年の視察研修に参加しましたか。



- ①参加した (47)
- ②会長自身は参加できなかったが、代理が参加した (6)
- ③参加できなかった (61)
- 無回答 (2)

問36 問35で③を回答した方にお聞きします。

参加できなかった理由を教えてください。

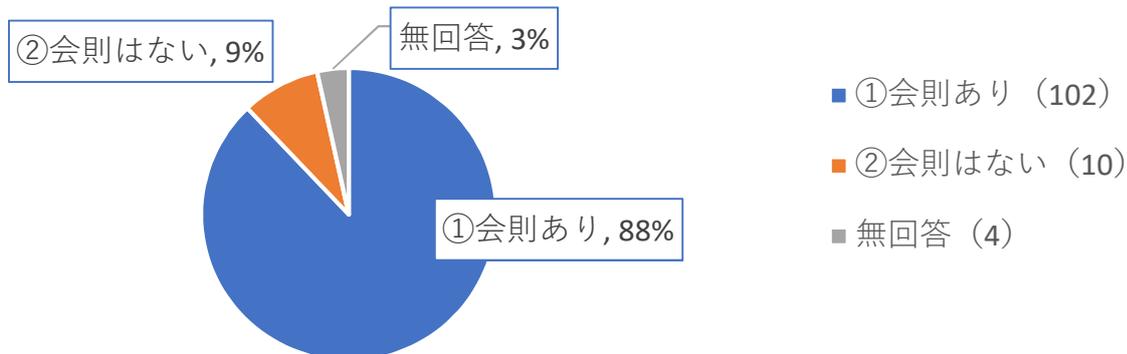


- ①自治会の行事で参加できなかった (5)
- ②私用で参加できなかった (33)
- ③視察研修に魅力を感じないため、参加しなかった (9)
- ④その他 (13)
- 無回答 (1)

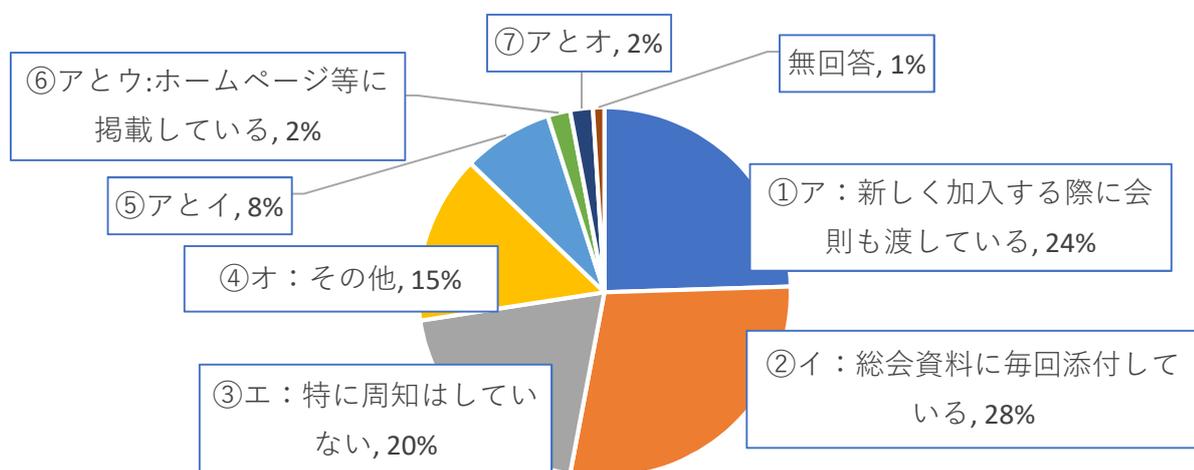
【その他】

町内研修と同じところだった・仕事で参加できなかった。・仕事・平日で休めない
大雨警報が予想される日で自主防災の点で参加をやめた・病気治療等体調不良が続いている・仕事を持っている現役世代なため時間がとれない・仕事のため・必要と
感じていない・体調に不安があり、不参加とさせていただいた。・仕事のため・年
度当初は町内事業で忙しいので、年度後半の方が参加しやすい・月に2回の有休
ペースが限界だった

問37 自治会・町内会運営において会の在り方を定める会則は必要不可欠ですが、どのように住民に周知していますか。



会則ありと回答した場合の周知方法を教えてください

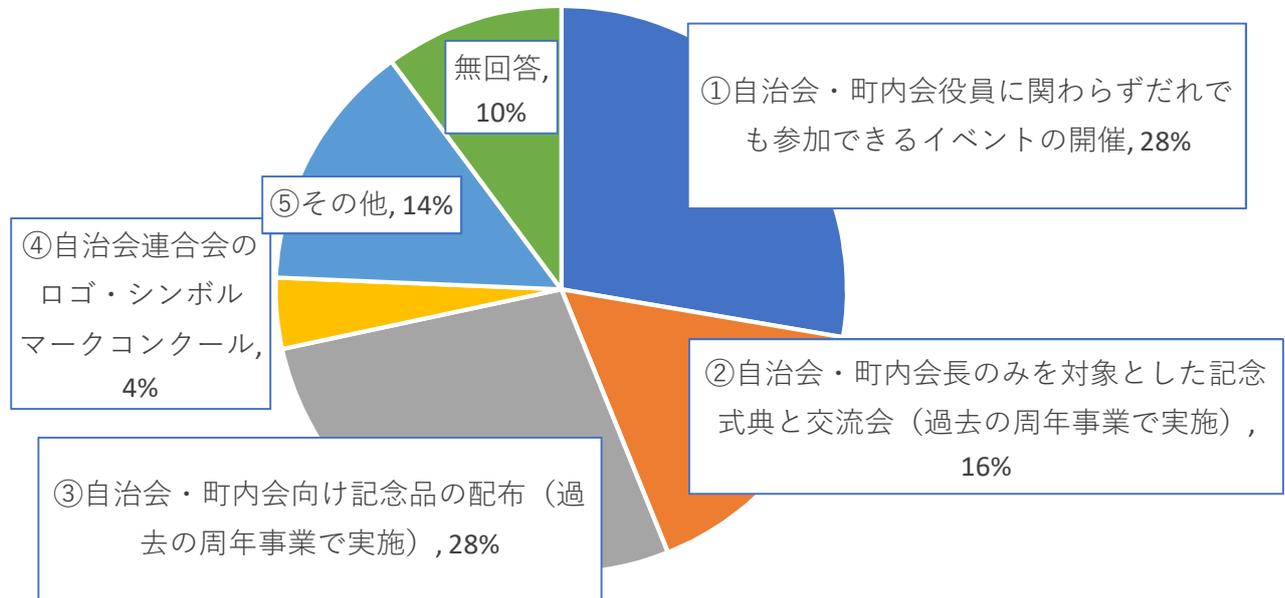


- ①ア：新しく加入する際に会則も渡している (25)
- ②イ：総会資料に毎回添付している (29)
- ③エ：特に周知はしていない (20)
- ④オ：その他 (15)
- ⑤アとイ (8)
- ⑥アとウ：ホームページ等に掲載している (2)
- ⑦アとオ (2)
- 無回答 (1)

【その他】・新役員に渡している・定時総会にて渡している・会則変更等あれば、総会資料に付して回覧している・改正が有れば全戸に配布・自治会定時総会書に会則を入れてある・定期配布、変更時配・組長は前年からの引継ぎにて確認。住民は、回覧にて確認・定時総会時に会則を説明、回覧にて周知徹底・年度当初の組長会議にて会則の存在を周知している・規約、規定改定時に自治会員に配布している・役員への会則配布・組長へ伝達・各組の引継ぎ・不定期で総会資料に添付・各組長に配布済み・年ごとに発行する町内会報（年間行事計画、予算）の末尾に掲載・希望者に配布、改定時に全配布

問38 令和9年度に三島市自治会連合会は設立70周年を迎えますが、周年事業で実施してほしい事業があれば教えてください。

(複数回答可、自由記載も可)

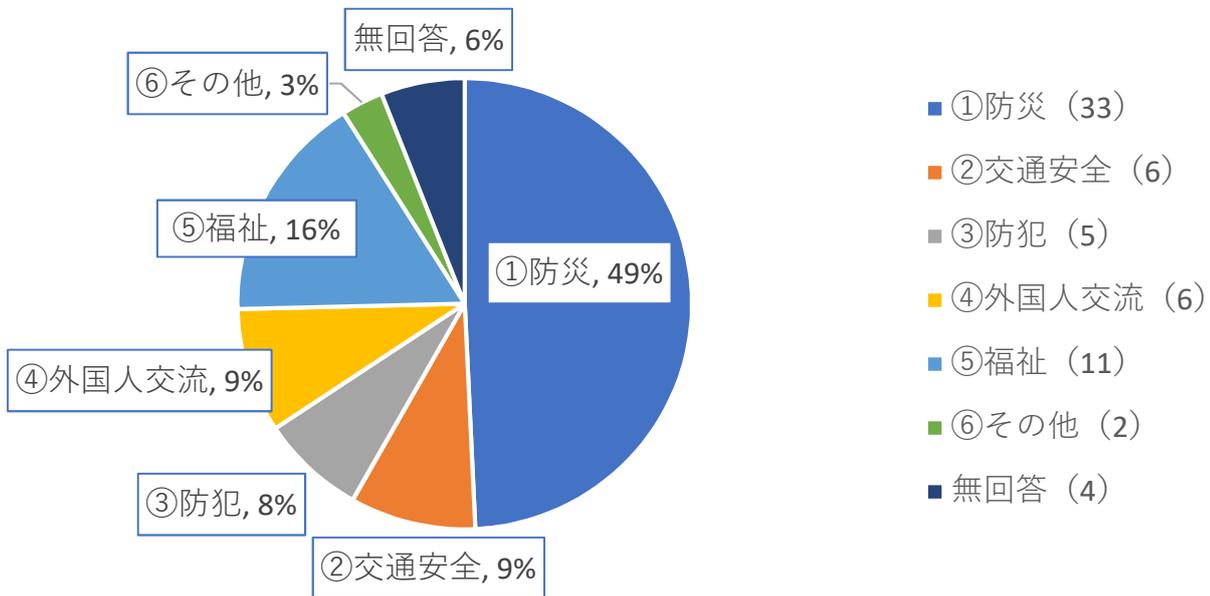


- ①自治会・町内会役員に関わらずだれでも参加できるイベントの開催 (41)
- ②自治会・町内会長のみを対象とした記念式典と交流会（過去の周年事業で実施） (24)
- ③自治会・町内会向け記念品の配布（過去の周年事業で実施） (41)
- ④自治会連合会のロゴ・シンボルマークコンクール (6)
- ⑤その他 (21)
- 無回答 (15)

【その他】

・特になし・連合自治会が存在するという事を周知するイベント（凧あげ大会など）・表彰、70年の活動の実績を周知する資料の作成、しゃぎり演奏・記念誌発行・必要ない・三島市から自治会に投げ掛ける行事・会合を減らして欲しい・何もしなくても良い・一般の町民は連合会の存在を特に意識していない（プラザ祭り、体育振興会の体育祭がかろうじて連合会を意識する）ので、①の不特定多数のイベントは疑問・特別抽選会・過度の記念品配布は、避けて欲しい。・記念誌のようなものが出来れば以降の役員への引継物にもなり良いように思います。

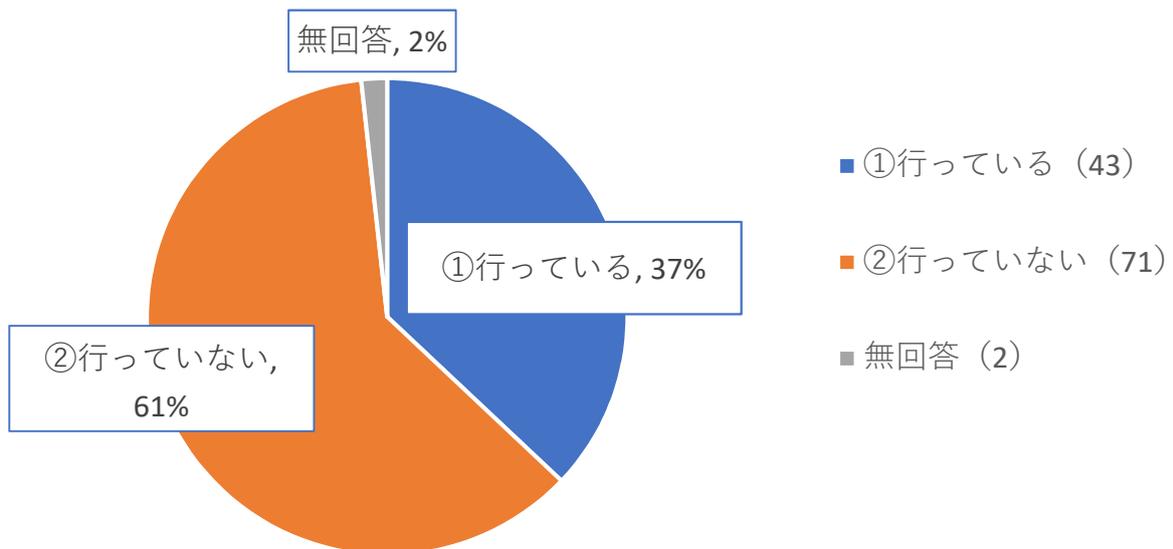
①自治会・町内会役員に関わらず誰でも参加できるイベントの開催と答えた場合の希望ジャンル（複数回答可）



【その他】

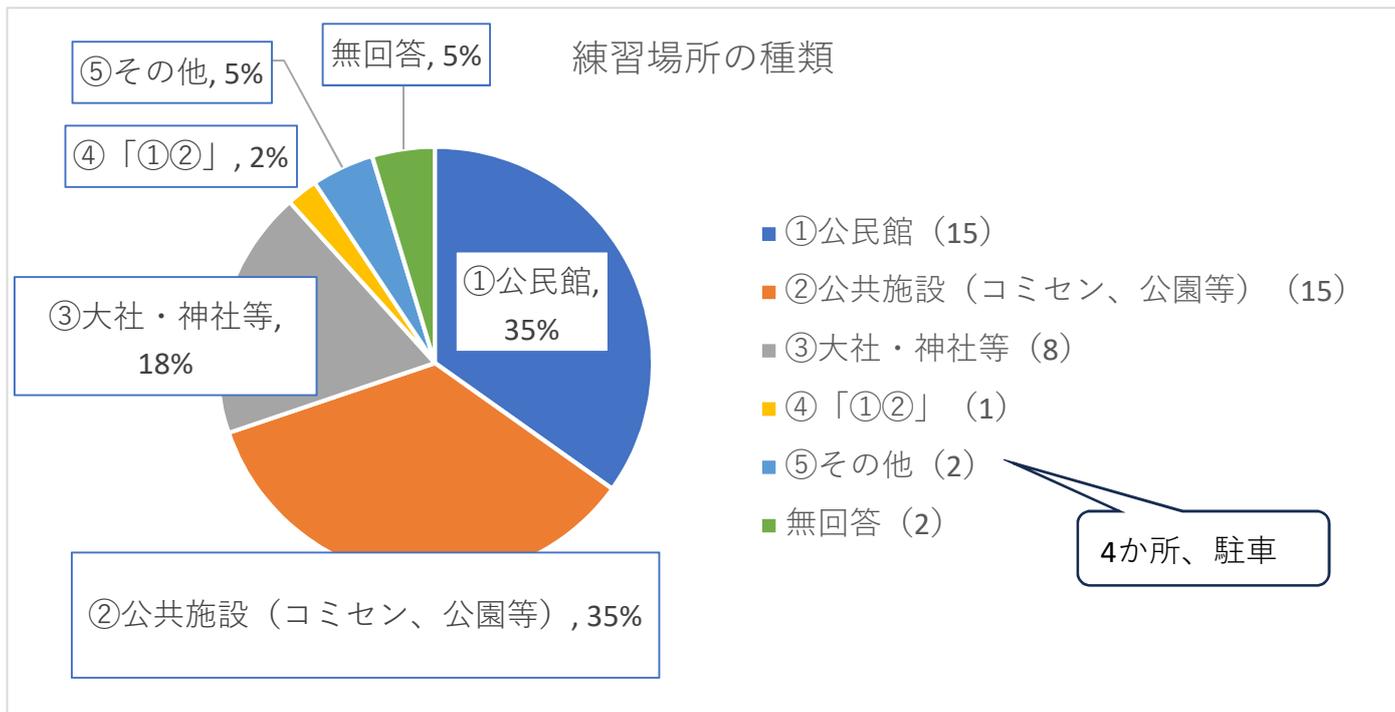
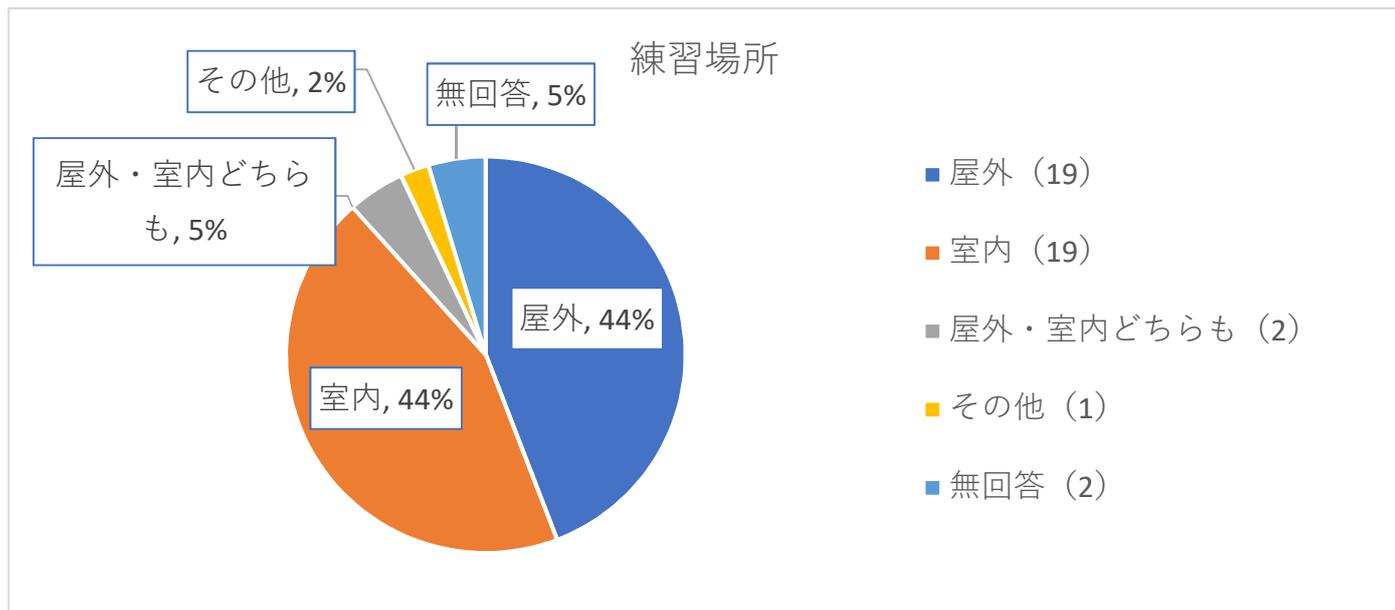
・文化祭、音楽祭・特に希望はない。

問39 自治会・町内会で「しゃぎり」を行っていますか。



【問40】

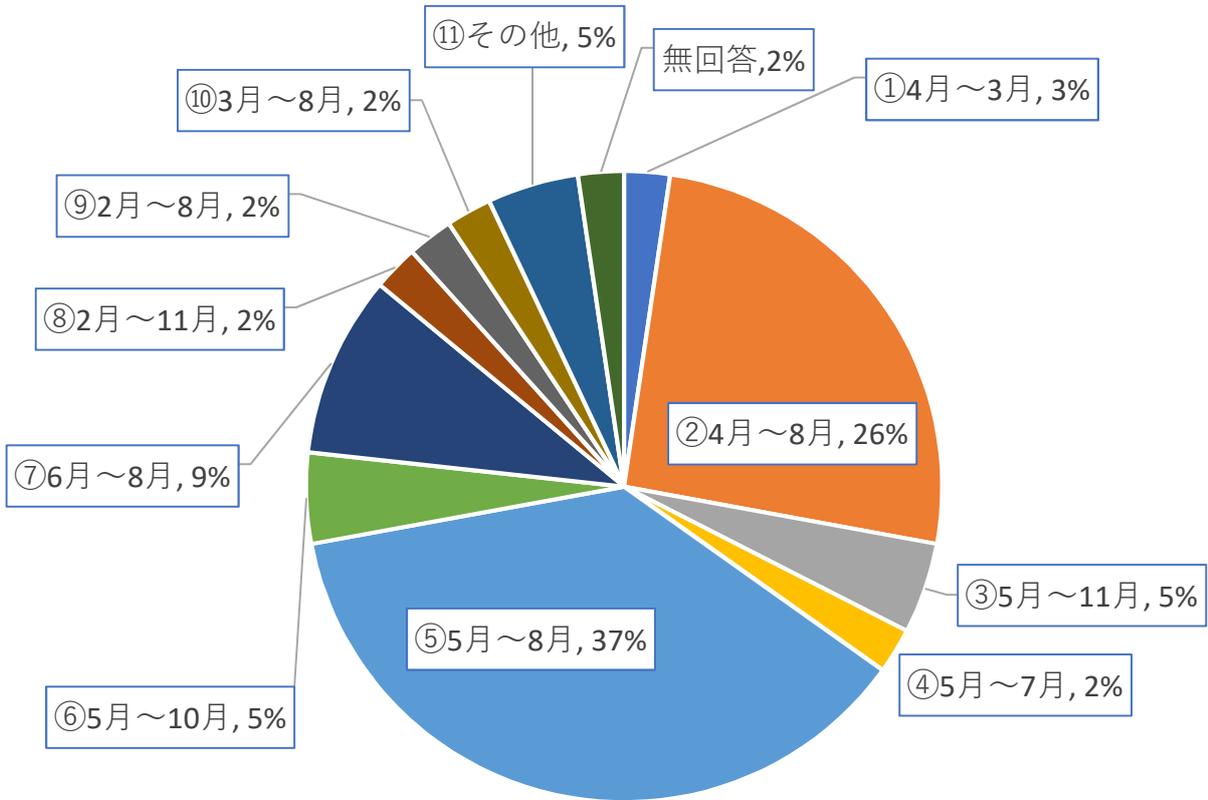
練習場所を教えてください



【回答】

善教寺、防災会議室・地域の広場・電業社社員クラブ内、山車小屋・4か所・栄町自治会館・若宮神社等・町内大手企業駐輪場・自治会館・寿町集会所、隣接駐車場・三石神社境内・駐車場・高台会館・浅間神社境内・愛染院跡地・八坂神社・三島消防本部・田町広場・南田町広場・消防署国道1号線側南田町広場(田町連合として実施)・南本町高台会館。高台町内会と一緒に。・三嶋大社境内・東部地区コミュニティ防災センター・東地区コミセン3階・公民館・町内公園・南二日町グランド・大社境内・三嶋大社境内・菰池公園・加茂川神社境内・自治会の公民館・公園と集会所・中郷中学校・安久公民館

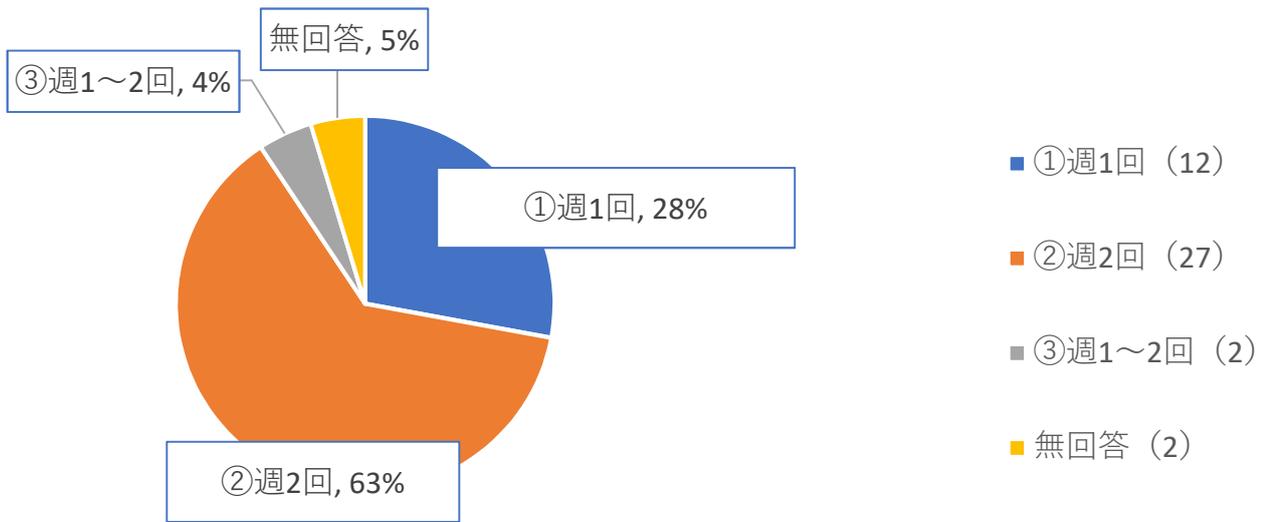
練習時期



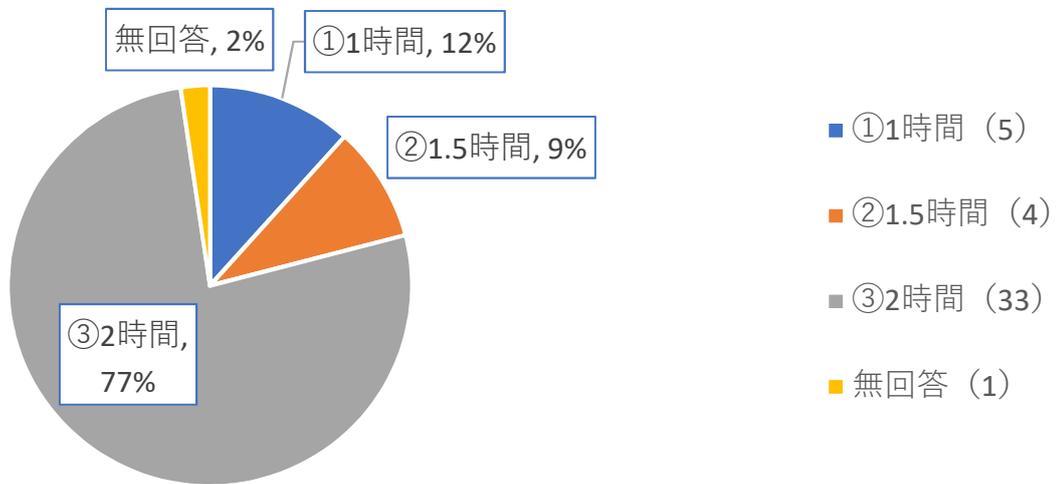
- ①4月～3月 (1)
- ②4月～8月 (11)
- ③5月～11月 (2)
- ④5月～7月 (1)
- ⑤5月～8月 (16)
- ⑥5月～10月 (2)
- ⑦6月～8月 (4)
- ⑧2月～11月 (1)
- ⑨2月～8月 (1)
- ⑩3月～8月 (1)
- ⑪その他 (2)
- 無回答 (1)

祭りの2週間前、11月までの毎週金曜

練習回数



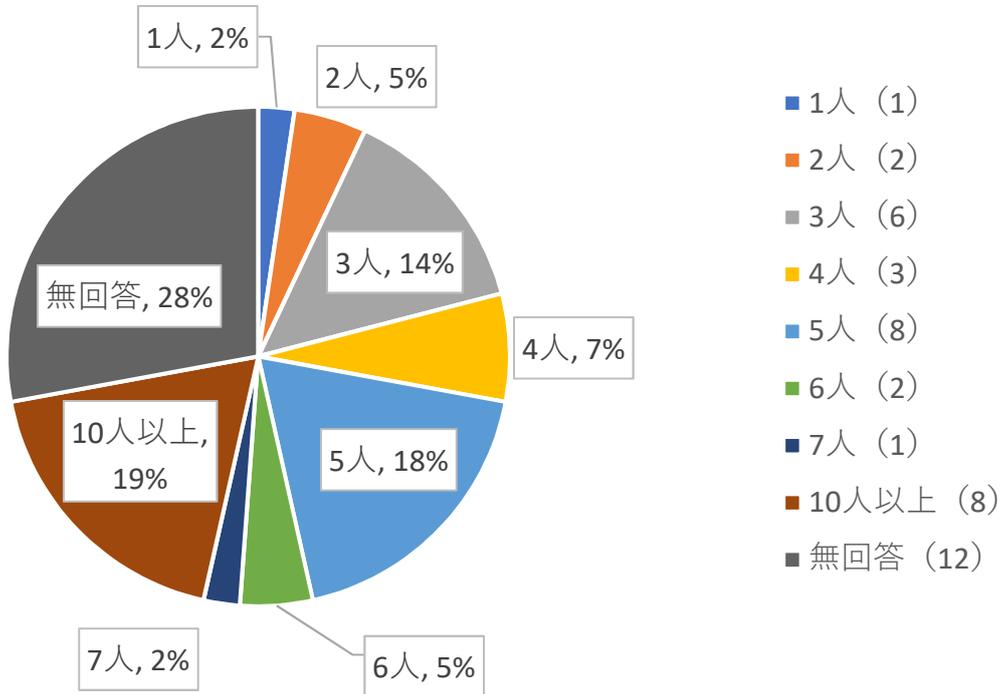
練習時間



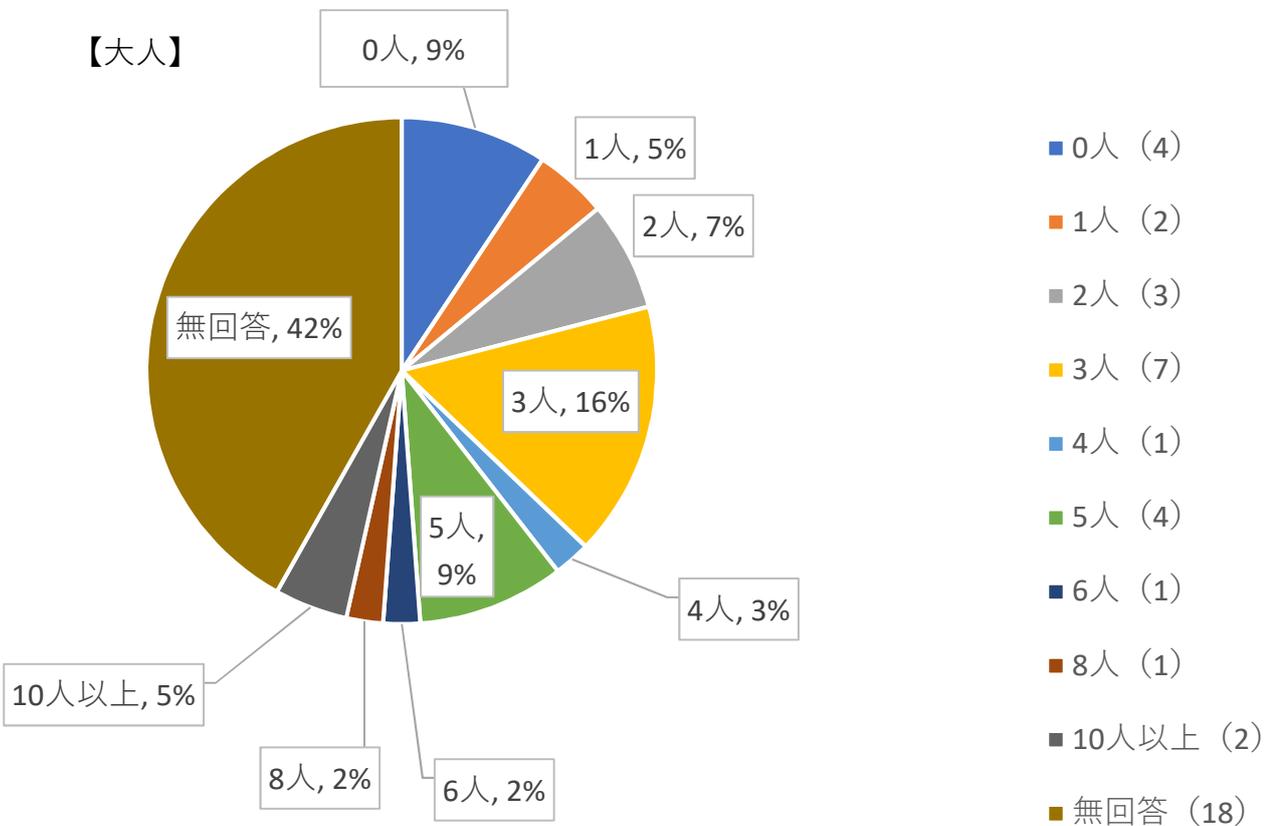
18時~20時、19時~21時の間が多数

指導者の人数を教えてください。

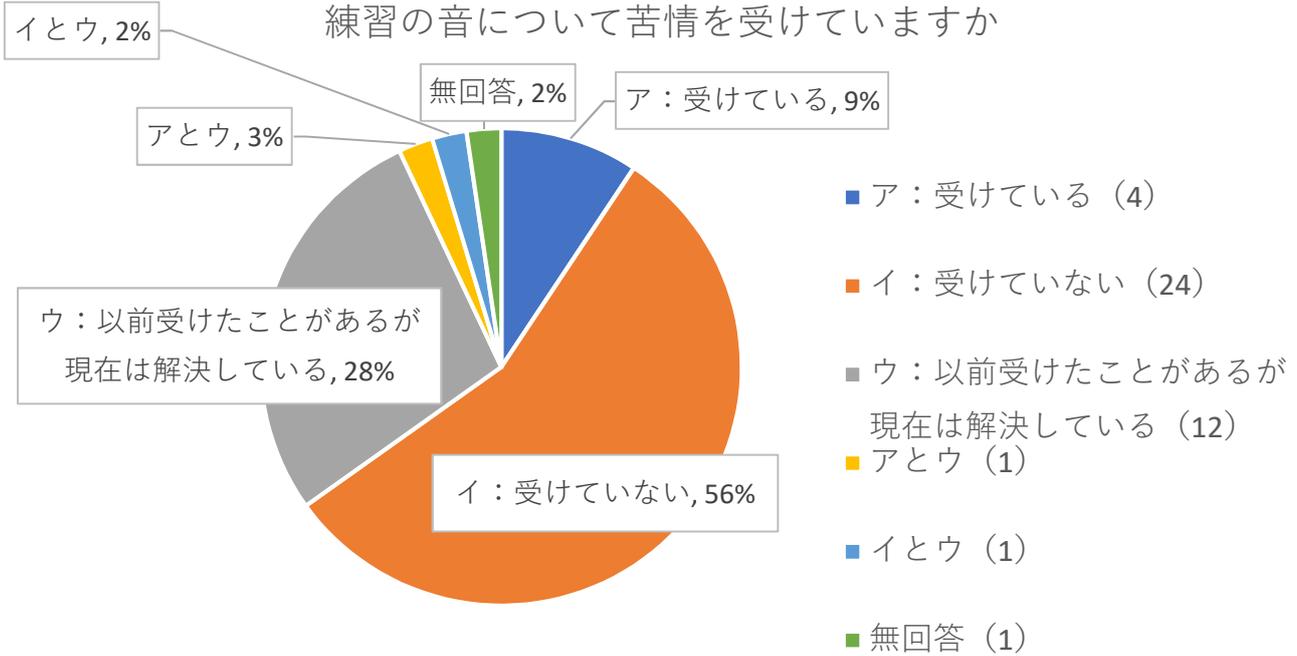
【子ども】



【大人】



練習の音について苦情を受けていますか



【その他・特記事項】

・挨拶に行く・訪問説明・練習場所を移動した。・場所を変えている・市として4月の広報で住民への通知をしてほしい、伝統シャギリを理解してほしい・なし・練習場所を変えた・近隣と消防署司令室・境内での場所の変更と終了時間の厳守・屋外での練習を中止し、屋内のみでの練習に変更した。・その場の話し合いで対応した。・終了時間の厳守と音量についてご指摘あり。対応は、平日の音量削減と時間短縮を実行した。・マンション管理会社に依頼し、入居時説明を行う 町内会が中心となり、解決に向けて努力した

練習場所周辺の住民への配慮として、練習で工夫していること

【記載内容】

・挨拶に行く・練習日程、練習時間 近隣、挨拶を行っています・特になし・音を小さく、時間を短く・時間厳守・南田町広場の国道1近くで行っている。しかし、近隣の方々にご協力いただいている。・練習開始日に挨拶周り、集合時に大声をたてないよう注意をしている。・毎年、練習開始前に「シャギリ練習を開始する」旨のお知らせをポスティングしている。・境内広場と住宅から離れた場所で練習している。・練習場所を室内へのご指摘あり。検討するも、スペース・料金などの条件合わず断念した。・特に練習時間の遵守 回覧文は挨拶回りで